

Symposium : Revisiting the Ideas of Japanese School

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17117

《記録》

シンポジウム「ロースクールを鍛え直す」

壇 俊 光 丸 田 隆 尾 島 茂 樹
久 保 田 康 宏 東 川 浩 二

はじめに

以下に掲載したものは、2008年7月5日に、金沢大学サテライトプラザで行われたシンポジウム「ロースクールを鍛え直す」の記録である。

我が国に、ロースクール制度ができてから5年が経過しようとしているが、主として、ロースクール設置前に喧伝された「7、8割の合格率」が実現できず、むしろ、今後3割の合格率を維持するのも困難な状況になるとの見方から、近年、ロースクール制度について批判的な見解や、司法制度改革の見直しの議論が、様々なところから聞かれるようになった。

本シンポジウムは、このような状況のもとで、一方で、司法制度改革で打ち出された法科大学院設置の理念を再確認し、他方で、ロースクールでの講義やカリキュラム、ロースクールを取り巻く環境に問題があるとすれば、それはどのようなもので、どのような改善が考えられるか、ということを考えるために企画されたものである。

もっとも、この種のシンポジウムはこれまで、特に2004年前後は、多くの大学で行われてきた。そこで企画者である私は、2004年から数年を経ているというアドヴァンテージ、すなわち「今になって見えてきたこと」、「今だから言えること」という視点を加えた。また、本学の教員数名によるディスカッションよりも、立場が異なる報告者が、それぞれの見解を示した方が、問題を多角的に見られるのではないかと考え、2人の実務家と2人の研究者に報告をお願いすることにした。報告者の選出にあたっては、①旧司法試験に合格し、現在実務の最前線で活躍されている弁護士、②ロースクールのモデルとなったアメリ

カの法曹養成制度に精通する研究者、③日本の実定法、特に司法試験科目の研究者、④ロースクールを経て、新司法試験に合格し実務を始めたばかりの弁護士、という4つの性格を持たせた。その後、それぞれの先生に、シンポジウムでの報告をお願いしたところ、幸いにもすべての先生に快諾いただき、実現の運びとなった次第である。

当日には、様々な評価が出されたが、主として、積極的評価としては、日本での導入の効果が疑問視されていたソクラテス・メソッドの意義が確認されたこと、ロースクールでの成績と、司法試験での成果に一定の関係が見られることが指摘されたこと、ロースクール教育が新司法試験、とりわけ論文式試験の内容に対応していることが挙げられた。

他方で、批判的評価としては、ロースクール教育と、実務との接続の悪さが挙げられた。これは、実務としてはほぼ捨てられている学問上の少数説に多大な時間を割いて講義することの積極的意義についての疑問、またカリキュラムや3年間の教育のあり方が、どのような法曹を世に送り出すのか、という理念を反映したものとなっているか、という問題である。

とりわけ、広い見識を持った法曹の養成と、基本事項の反復——それを試験対策と呼ぶかどうかはともかく——によって養われる基礎的な学力の向上が、あたかもトレードオフの関係にあるとみて、ロースクールのカリキュラムがあくまで前者のみに比重を置くようなことがあってはならないという指摘は重要である。時間的にも、また人員や設備の面でも、ロースクールでの教育には様々な制約があるが、それでもなお、学生や、社会の期待に応える必要があり、そこに、これまでの法学部教育と法科大学院での教育との根本的な違いがあることを、教壇に立つ者は自覚しなければならない。企画者であり司会者でもありながら、私も1人の聴衆として、報告を聞きながら、頷き、我が身を翻り、多くのことに気づかされた。

報告をお願いした先生には、「批判的なコメントをしてもかまいません」と言いつつも、「叩きのめすシンポジウムではないので、視線は前向きにお願い

します」などと、何かと注文の多い企画者に対して、多大なご協力をいただき、また、熱意あふれる報告をしていただいた。企画者として、改めて、厚くお礼申し上げます。

なお、本シンポジウムで述べられた意見は、発言者の意見であり、所属の大学や法律事務所を代表したものではありません。

企画・司会 東川 浩二

《 個別報告 》

弁護士から見たロースクール

北尻総合法律事務所 弁護士 壇 俊光

I まずは受験をするまでを振り返って

私は、家業が機械屋で家計的にも貧乏だった。高校時代からは休みの日は工場で働く学生生活を送っていた。その後、大学3年生の時に、父親が大手企業に特許をだまし取られるという事件があり、法律は闘う力が無ければ紙に書いた餅と思われ知らされた。その日から真剣に司法試験を目指すことにした。

ところで、ロースクールは、大学卒業後にさらに数年間の時間と高額の学費を払って学校に行かなくては、合格はおろか受験すらできないという制度である。もし、ロースクール制度であれば、私は、弁護士の道を選ぶことは無かったと思う。合格するかわからない、就職先もあるかわからない試験を受けるには、相当の余裕が必要なはずだからである。

一部の大学では学費の免除や奨学金制度が整えられているが、資力の少ない者に対する十分な支援がなされているロースクールは少数派ではないだろうか。ロースクールは広く才能を集めることを目的としているはずであるが、実際には自己矛盾を起こしているかもしれない。

Ⅱ 旧司法の受験

私は、旧司法試験を5回目の受験で合格。択一は2回目以降必ず合格しているが、論文は4回目ようやく合格したのである。私は、家業の機械屋を手伝いながら受験生活が続けるといふ、絵に描いたような苦学生であった。

どうして、これだけ論文試験を落ちつづけたのか？今思えば、司法試験に対する甘さがあったということである。

旧試験では答案作成の時間が少なく、求められるレベルも高かった。多くの受験生は想定される問題について論証をあらかじめ暗記し、試験当日にコピー&ペーストのように吐き出す。このような方法は自らの思考力を示すという観点からは望ましいことではない。しかし、覚えてしまえば大失敗もない。本番で2通の答案を、余裕を持って書き上げるには10~15分程度しか考慮時間が無いのである。しかも本番の緊張状態である。そんな状況で1つ1つの文章を考えながら答案を作成している時間はない。その場で考えればなんとかかなという言葉は、準備を怠っても評価してもらえるのでは、という甘えでもある。

砂を噛むようなつまらない文章の暗記はとても苦痛だったが、司法試験はあくまでも試験であって、書面審査である。どれだけ理解していても採点者の想定したことを書かない限り点数は無いし、書面以外の事項は評価されないのである。

Ⅲ 司法試験対策の必要性

現在、ロースクール生の答案を見る機会があるが、学生の文章力の低さと、論点とされる点をコツコツつぶしていく文章が少ないことが気になる。基礎の反復がロースクール教育でおろそかになっているのではないかと感じる場所である。基本を繰り返して自由自在に使いこなせるようになることが大切である。どれだけ高度な理論を知っていても、目の前の問題を過不足なく書けな

れば意味がないのである。

暗記勉強の反動か、私にとって口述試験はとても楽しかった。学者を相手に自分の考えを述べる機会を受験時代にはなかったのである。いつも相手は、中途半端な知識しかない受験生ばかりが相手の私にとって、10分でも学者を独占できるというのは非常に贅沢で、刺激的であった。このような贅沢な環境がロースクールでは当然のように与えられているのである。しかし、あまり贅沢と思われていないようである。罰当たりな話である。

ところで、ロースクールでは受験指導がタブー視されているが、弁護士としては全く理解できない話である。世界中を見渡しても法曹実務家を目的点としないロースクールは存在しないし、法曹実務家となるには試験に合格する必要がある以上、試験勉強は避けて通れないはずである。幅広い見識を持ったニートになって何の意味があるのだろうか。諦めて就職しようにも「敗北者がなにをしに来たのか？」と言わんばかりで採用を拒否される。幅広い見識も択一や論文の成績もへったくれもない。不合格者に対する世間の仕打ちはあまりに冷たい。これは私自身が経験した惨めな体験である。

そして、司法試験の受験勉強は、法曹にとって意味のないものだろうか？新司法試験は、傾向の変化は見られるが、旧試験よりも、より基本が大切になっていることは明らかである。合格者が増えて、求められるレベルが非常に下がってはいるが、基本は身体にたたき込まないと勝負にならない。基本を使いこなすことが実務家にとってもっとも重要である。そして、基本を使いこなせるようになれば合格は近づく。これに何か問題があるのだろうか。これに対して、浅く広い知識が、実務にどれだけ意味があるのだろうか。

IV 司法研修所を振り返って

司法研修所に行って驚いたのは、実務教育では、受験生活での知識が基本的に役に立たないことであった。

誤解があるかもしれないが、もちろん、修習中にも、実体法の知識や判例の知識は必要である。しかし、受験のままでは役に立たない。あくまでも実務の枠組みで役に立つ範囲で知識を生かさなければならぬのである。基本を使いこなすことが必要なのである。

また、実務のセンスが求められることも痛感した。現在のロースクールは司法研修所の前期修習に相当する教育をすることになっている。しかし、実務家でないと教育が困難なことも多いであろう。実戦の感覚は実戦でしか得られない。ロースクール教育には実務家の現場の感覚が必要であるが、実践感覚を持った弁護士はロースクールで教える時間がないのが実情である。

V 弁護士になって

弁護士になって、修習時代の知識だけでは役に立たないことは驚きであった。理論だけではない。事件に応じて戦略を立て、論理構成する。ここでも、もっとも重要なのは基本を使いこなすことである。

そして、実務家とそれ以外で大きく異なるのは、人の人生を扱っているという責任の重さだっただけである。ロースクール生も修習生も、基本的に評論家ではない。例えば、裁判官が死刑判決を書くということは自分の意思で絞首刑にするということであるし、検察官は自らの意思で死刑を求める。そして、弁護人は、依頼者の最後の防波堤なのである。もし、自分が諦めたらすべてが終わる。弁護士には信念が必要である。実務に正解はないし、研修所やロースクールでは決して教えてくれないことがある。多くは on the job training で学ぶ他はない。すると、法曹教育には、早く実務家になることが望ましい。

VI 実務教育の深化の必要性

ところで、ロースクールでは幅広い教育を目指しているが、OJT に匹敵する

教育成果はあげられているであろうか。法曹教育である以上、実務に使えるなければ意味がない。逆に言えば、ロースクールが受験勉強をせず、幅広い見識というものを学ぶというのであれば、実務家としてのOJTの2～3年を超える内容をロースクールは提供しなくてはならない。それは、出来ているのだろうか。

最後に、現在、ロースクールに求められるものは多いが、ロースクールは十分な対応が出来ているであろうか。単に法学部の延長になってはいないか。司法試験予備校の劣化コピーになっていないか。ロースクールとは法曹教育の一方法に過ぎないはずである。ロースクールは何のためにあるのか。それ自体が見直される時期かもしれない。

日本型ロースクールのあり方—アメリカのロースクールとの対比で

関西学院大学法科大学院 丸田 隆

はじめに

アメリカのロースクールでは、専門的教育を受け、戸惑いがありながらもそれが徐々に身についていく喜びがある一方で、何のためにそのような勉強をするのかが常に問われる。そのため自分の指針をしっかりと持つ必要がある。私が、アメリカのロースクールで学生として勉強したのは25年も前の話であるから、そのころの体験は現在ではほとんど情動的価値がないと思われるが、その後、日本法の講義に出かけたり、客員研究員として滞在する機会もあった。そのような私の限られた体験からしても、アメリカのロースクールの学生は自分たちなりの将来設計と目的を持ち、お互いに共助的で、専門的知識と問題関心にあふれているように思われる。

ロースクールの授業は通常朝8時から始まり、大体15時過ぎには終わる。夕食までの空いた時間にそれぞれの自主的な法律サークル（たとえばホームレスの子供たちを世話したり、種の絶滅に瀕している動物を保護する会など）の活動をしたり、テニスをしたり、自分の関心ある科目を学部で聴講に行ったりして過ごす。夕食後は夜の1時、2時まで図書館にこもる。週末の夕方には外部ゲストによる講演会があって、そこにはエドワード・ケネディやジェシー・ジャクソン、さらにラルフ・ネーダーなどが来ていた。お昼休みにはブラウン・バックのランチトークが開催され、地元の弁護士会長や州裁判所裁判官の話聞くことが出来る。全体に知的レベルの高い恵まれた環境で学習をしているという充実感があり、学生たちはそこで外部世界が直面している問題や、自分がこれからかわろうとする仕事の指針を確認していく。

ところが日本のロースクールはどうだろう。新入生で入ってくる4月には新しい希望に満ち溢れているため笑顔が絶えず、桜の木の下でお互いに自己紹介し、廊下で会っても明るく挨拶をしてくれる。ところが、6月初めの中間テストが終わり、前期の期末試験の頃になると笑顔はとっくに消え、建物の外で立ち喫煙する学生数が増加し、秋にもなると、目がうつろになり、俯き加減になり、そして成績に不満なのか不機嫌顔になり、もう出会っても挨拶もしなくなる。教室や廊下や談話室から上級生の笑顔が消え、ほとんどの学生は何か人生の重いものを背負い込んだものの、しかし「達観」にはほど遠い修行僧のような顔つきになる。なぜそうなのか。

I アメリカのロースクール

アメリカのロースクールの成立は、日本のそれと歴史的にも社会的にもずいぶん異なる。その特徴を挙げてみよう。⁽¹⁾

(1) アメリカのロースクールの成立

1700年代の植民地期から独立戦争後間もないころまでは、アメリカでの法曹資格について正式教育らしいものはなく、基本的に見習い制度や自習によるもの、つまり典型的 on the job training であった。しかし、19世紀の終わりに、徒弟制度に加えて一定期間の実習を義務付けるようになった。このころの急激な経済的發展に対応するだけの十分な法律家がいなかったこともあり、法律専門職の養成のために新しい法律職業訓練校が必要とされた。それらは大きく3つのタイプに分かれる。

第1のものは、ヨーロッパ大陸の大学における法学教育を模したもので、法学教育をリベラルアーツ（教養）教育と認識し、講義方式でその考え方を主に歴史のおよび哲学的観点から教授していた。1779年には最初の法曹養成コースがウイリアム&メアリー大学で始められ、同種の教育が同年にケンタッキー州のトランシルヴァニア (Transylvania) 大学、1814年にメリーランド大学、さらに1826年にヴァージニア大学でも行われた。その講義科目は、たとえば「倫理と政治」や「法と統治の主要原理」であり、法学は、「政治学」の一部として教えられていた。これは英国の教育の伝統を受け継いだものであり、法を学問的に教えることと法的職業的訓練とははっきりと分別していた。

第2のものは、既存の大学との関連性のない法律専門学校 (proprietary law school) といわれるもので、この種の最初のもはコネチカット州のリッチフィールド法科学校 (Litchfield School of Law) であり、1784年から1828年にかけて13の法律専門学校が開校されている。この法律専門学校のカリキュラムでは、法実務で必要とされる6つの学習カテゴリー教科が用意されていた。それらは、1. 英語、ラテン語、フランス語、2. 論述法、算術、幾何学、調査方法、商事会計、簿記、3. 地理、年代記、歴史、4. 論理学、修辞学、5. 神学（倫理を含む）、6. 経済学と政治学であった。

第3のものは、いわゆる今日のロースクールの前身に該当するもので、既存の大学の中に独立した専門的職業学校、いわゆる「プロフェッショナル・スクール」として設立された。大学の一部ではあるが、たいていの場合、経営的には

独立していた。⁽²⁾

第1と第2のものは、1800年代の終わりに消え、第3のものが19世紀終わりから20世紀後半にかけて設立された。

ロースクールでの法学教育が、法曹資格の一元的教育に統合されていったのは、1878年に全米法曹協会（ABA）が設立され、その中に法学教育および法曹資格委員会（Committee on Legal Education and Admissions to the Bar）が設置され、3年制のロースクールでの教育を法曹試験の前提とするという決議を採択してからである。その後、ロースクール卒業者の法曹資格の要件が基準化された。①入学者は最低2年間の大学教育歴のあること、②3年間フルタイムでロースクールに在学すること、③ロースクールはすべての学生が使えるだけの十分な図書館スペースを有していること、④ロースクールの一定数の教員は、全学生に個人的面識と影響を与えることを確保できるようにその全時間を与えること、としている。

しかも、この委員会は、上記の基準を充足するロースクール校の名だけでなく、充足しないロースクールの名前を適時公表している。それにしたがって1923年に最初の「ABA認定校」なるもののリストが公表され、39校をAクラス、9校をBクラスとして位置付けた。

ABAがロースクールのカリキュラムや最低限の教育基準について認可を与えるABA認定校（ABA accreditation）システムは、1923年以降形成され、法曹養成に大きな影響力をもつようになった。このABAロースクール認可委員会は、裁判所、弁護士会、ロースクール教員、一般市民で構成されている。⁽³⁾

（2）ロースクールの教育方法

ロースクールの教育方法は、19世紀後半まで、講義による法の解説が中心であったが、1870年に、ハーバード・ロースクールのクリストファー・ランゲデル（Christopher Columbus Langdell）が新しい教育方法を導入してから大きく変わった。ランゲデルは、法を一定の原則と学理からなる科学に他ならないと考

え、一方的な講義ではなく、学生との質疑応答を通じた双方向の授業方式を取り入れた。これは、英米の古い判例を集めた判例集（ケースブック）をテキストとして、仮定的な質問に対して学生へ問いを連発しながら、法の原則や法的推論を学んでゆく教育方法である。対話形式を取ることから、ソクラテス・メソッド（Socratic method）という。この教育方式はたちまち全米のロースクールの教育方法に影響を与えた。

ソクラテス・メソッドが可能になったのは、英国の先例を収集した判例集とともにアメリカの各州の上位裁判所の判例が蓄積し、ジョセフ・ストーリーなどによる判例収集とともに、当時の法曹界で起こった法典編纂運動（codification movement）とも関連する。

ソクラテス・メソッドは、法律家のように分析し、推論し、構成する能力を発展させるもので、たいてい1人の学生と教員との間の質問と応答による対話を行う授業方法である。当該学生が答えに窮するところまで対話が行われる。まさにソクラテスによる無知の知の段階まで進められるので、どこまで教授の問いに答えられるかがその学生の能力でもある。したがってよく混同されるが、いわゆるケースメソッドとは少なくとも同一ではない。ケースメソッドは、このような harassing なソクラテス・メソッドに代わるものとして、多くのロースクールで導入されている。ケースメソッドは、事案の事実を分析し、ルールを読み取り、それを他の事案に当てはめる技術の習得を目的とする。事案そのものはただの判決に過ぎない。まさに、「事案は欲しいと思うだけでその原則を示してはくれない。それは、ゆっくりとしかも骨を折って初めてその要点を教えてくれる」（ベンジャミン・カードーズ）からである。

（3）ロースクールへの入学

ロースクールへの志願者は、ロースクール適格試験（LSAT）を受けることになるが、多くのロースクールが、個別の選抜入試制度ではなくアドミッション・オフィス方式を採用しているので、LSATの点数で入学が認められる訳で

はない。ただ、各校に入学が認められた学生のLSAT点数は公開されているので、獲得した点数に応じて志望校が絞られることになる。このアドミッション・オフィスは、専門スタッフを配置し、学生が願書とともに提出したLSATのスコア、学部および大学院時代の成績（GPA）、経歴、志望理由書、推薦状などを総合的に勘案して（点数化して）決定する。

ロースクールでは、ディスカッションによる知識の体得に重点が置かれているので、クラスの活発化のために入学生の多様性の確保に十分配慮して合格者が決められる。したがって学部卒業生からストレートに入学する者の人数をたとえば約3分の1に制限したり、数学や物理学、エンジニアリングといった他の専門的学位を有する者、さらにすでに一定期間職業を有していた者や、その経歴や履歴において著しく優れた者に入学の許可を与える。こうして、その年の学生（Class of 200X と称される。）は、年齢的、経歴的、人種的に実に多様な構成を示すことになる。

（4）ロースクールのカリキュラム

ロースクールのカリキュラムは、1年次（One L）に、契約、不法行為、財産、刑事、民事手続き、文献調査・文書作成などの基礎科目の徹底教育に重点が置かれ、自由な選択科目は1-2科目である。ソクラテス・メソッドはこの段階で用いられる。教室で指名され、教員の陰湿な質問攻めに耐えることは死ぬほどつらいと言われる。クラスの少人数のグループごとに上級生や教育助手（TA）による、法律リサーチや文書作成のコースが設けられ、実務的観点からの法学へのアプローチも行われる。

この100年以上も続いた固定的カリキュラムも最近の法と立法行政の結びつきとグローバル化に対応して見直しの機運も出てきた。その先鞭をきったのはハーバード・ロースクールで、1年次に「立法と規制」（Legislation & Regulation）を必須とし、また「国際比較法」科目として国際公法、国際経済法または比較法を履修することのほかに、「問題と理論」（Problem & Theories）を履

修させることにした。⁴⁾1年次での外国法科目や国際法の履修は、ミシガンやホフストラ・ロースクールでも行われている一方で、なお伝統的な1年次科目コースを墨守しようとしているところが多いのが現実である。

ロースクールの2年次 (Two L) では、環境法、行政法、経済法、特許法といった個別法分野や、統合的科目についての講義やセミナーが開講され、多くが選択科目である。学生の進路やそれぞれの専門分野を深く学ぶための科目は位置となっており、ここでは講義が中心でソクラテス・メソッドは余り用いられない。3年次 (Three L) は、クリニカル・コース中心であり、模擬裁判や実際のケースに備えた尋問や弁論の準備を行う。また、インターンやエクスターンシップで外部での実習に出かけることが多い。

(5) ロースクールの授業

1年次の基本科目コースは、意外と人数が多い。それでもソクラテス・メソッドによる授業を徹底して行う。判例の事実、要件事実、当事者の主張の当否、理由付けの評価などについて、まず教員→学生→教員のあと、補充意見を求めて学生→学生の議論をさせる。そのあと、判例の事実関係を微妙に変えて、同じような理由付けがどこまで通じるか、どのような法的思考をすべきか、と言った議論が延々と行われる。教授は腕組みして聞いていて、「Good!」とか「Brilliant!」とか言うだけで、「有力学説はこうだ」とか、「こんな風に考えるべきだ」とかはもちろん、「正解はこうだ」とか「法曹試験ではこう答えるべきだ」などとは一切言わず、次から次へと判例の分析を進めるし、そのまま授業が終わってしまう。

たしかにこうしたやり方は、思考力と表現力を鍛えるのに役立つ一方で、ケース・ローの核心となる法準則を効果的に理解するには時間がかかりすぎるという批判もある。しかし、ソクラテス・メソッドで問われるのは、いつも、あなたはどうか考えるのか、その根拠は何か、その根拠を支える哲学や価値観は何か、あなた自身はどう思うのか、である。それは教科書や参考書には書かれていな

い。ロースクールの授業では、法曹となったときに、どのような切り口から問題となっている事実関係を見て、どのような法的戦略を立て、相手方や裁判所を説得する根拠はどのようなもので、それがどこにあるかを見つけ、それをどのように構成し、表明していくかの能力の訓練がなされているのであって、既存の判例や制定法に貫徹する法準則を理解し、暗記することではないからである。そのため近時のロースクールでは、現実のナマの事件を扱ったり、具体的事件についてシュミレーションを行うクリニカルコースの履修が奨励されている。⁽⁵⁾

II 日本ロースクール制度設置の背景

この点、日本のロースクールはその成り立ちも教育理念もアメリカのそれとは大きく異なる。2002年の司法制度改革審議会「意見書」によっていち早く具体化した日本のロースクールの目的や教育理念について、「意見書」は次のように言う。

「法の支配の直接の担い手であり、国民の社会生活上の医師としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。」「専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。」「先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供するものとする。」

なぜこのようなロースクールが必要かについては、「司法制度を支える法曹

の在り方」に述べられており、「今後、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中での21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッションとしての法曹(裁判官、検察官、弁護士)の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。まず、質的側面については、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。」そして、「他方、量的側面については、我が国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、司法試験、司法修習を経て誕生する新たな参入者数においても、極めて少なく、我が国社会の法的需要に現に十分対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務であることは明らかである。」からであるとする。

これを受けて、その「制度設計の基本的考え方」として、「法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること」、「新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること」、「法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとする」と、ここでは「ロースクールの教育と司法試験の有機的連携」が提唱されている。

ロースクール教育の目標として掲げられた「意見書」の中で注意したいキーワードは、「豊かな人間性や感受性」、「幅広い教養と専門的知識」、「柔軟な思考力」、「説得・交渉の能力等の基本的資質」、「社会や人間関係に対する洞察力」、「人権感覚」、「先端的法分野や外国法の知見」、「国際的視野」、「語学力」である。他方で、法科大学院における教育について、「意見書」は「司法試験及び司法修習との有機的な連携を図る」とした。

ロースクール教育が、上記のキーワードの資質の習得を確保しながら、司法

試験等と有機的に繋がることをめざすのであれば、司法試験においては上記のキーワードの資質を獲得したかどうかを試すか、ロースクール卒業者にはほとんど法曹資格を与えるような緩やかな試験にするか、しかないであろう。しかし、新司法試験が、旧試験と同じように主要法律科目のテストにとどめ、またその合格者も30-40%台に制限されているため、ロースクールの「予備校化」現象が不可避免的に起り、上記のような資質に富む学生を生み出すどころか、うつむき加減のロースクール生を大量に生み出してしまふ。

Ⅲ 日米で何が同じで何が異なるか

アメリカでは、ロースクール教育と法曹試験とは直接の関係性はない。日本には法学部があり、司法試験科目が法律基本科目であるため、ロースクール側としても、経済学や数学や理学などの純粹未修者ではなく、高校を出てからずっと法律基本科目に慣れ親しんできた学生を好む傾向が現れる。それも2年間の既修者コースではなかなか合格は覚束ないとすると、もともと純粹未修者のために用意された未修者3年コースに大量の法学部出身者を抱えるようになる。このような現象は、法学部をもたないアメリカのロースクールとは大きく異なるところである。

日本のロースクールでは、法律概念や知識をきちんと理解しているかの点検が大事な教育目標となる。教員側の、そんなこともわからないで実務家にできないという親心のあらわれでもある。しかし、全ての、しかも刻々変化している法体系のすべての概念や内容を教えるなどということは不可能である。だから、アメリカのロースクールでは、あなたはどのように考えるか、なぜそう考え、何を根拠とするかを問う。だから教員や学生間の議論が進む。あなたはなぜロースクールにきて法律を学ぶのか、どのような目標を卒業後に考えているのか、そのために今どんな勉強をしているのか聞かれる。そう聞かれたとき「司法試験に受かるためです。いま不得意な会社法を復習しています。」と返事さ

れても誰も共感し、是非この人を応援して法律家にしたいなどと思わないだろう。

アメリカでは、法曹試験のための勉強は、卒業後2ヶ月ほどかけて民間が行う受験準備育によって行われる。ニューヨーク州だけでも試験科目は23科目もあり、とてもロースクールではまかないきれず、この受験勉強講座で初めて当該科目を学んだと言う学生も多い。そして試験が済むと、ほとんどその内容は忘れてしまう。実務家としてスタートしたときに実際にものを言うのは、ロースクールでつけた実力である。司法試験で問われることとロースクールでの教育内容が直接的には対応していないため、ロースクール側は卒業後に現場で発揮できる力、できれば社会で貢献できる力を付けようと思うし、合格した新人の法曹も弁護士事務所等で実務体験を受ける中で専門家として自立してゆくことになる。

ところが、日本ではロースクール教育と司法試験が連動しているという考えが根本にあるため、ロースクールの授業が試験に直結するし、すべきであると考えられている。そのため、自分の担当する授業で取り上げた仮設問題が今度の司法試験に出た、との報告が喜んでなされるような風潮も生まれる。他方、法曹としての考え方や実務的対応能力は、合格後の司法研修所において担われると考えられている。多くの新人法曹は合格するのに目いっぱいであるため、ロースクール時代に「意見書」が掲げる輝かしい資質を備えることのできた法曹はかなりの少人数にとどまり、多くの者の専門分野は法律学であるということになる。

アメリカの法律事務所の就職面接を受けに行く时必须聞かれるのは、あなたにはどういうバック・グラウンドがあるのか、他の希望者とあなたはどこが違うのか、この事務所にどんな貢献をしてくれるのか、何ができるのか、はたまた、なぜこの事務所はあなたを採らないといけないのか、という質問である。司法試験の短答式試験の合格順位であるとか、司法研修所の成績とかではない。

Ⅳ 課題—理念と現実の齟齬をどう克服するか

最後に、JP ホワイト教授のアメリカのロースクールの将来のカリキュラムが意図すべき方向性についての提言を掲げて、結びとしよう。ホワイト教授は、新しいロースクール教育において次のような点が配慮されるべきであるとしている。⁽⁶⁾

- ①「グローバル化」。世界は狭くなっており、多くの国で法実務が類似してきている。そのため世界中の異なった法制度についての理解を進めることはより効果的な法実務のために重要なことである。このようなニーズにこたえるため、キャンパスを外国に設けて、たとえば夏休みを利用した外国での法学教育を実施することが奨励される。
- ②「技術」。インターネットによる情報化時代に対応した法学教育、すなわちコンピュータを駆使した遠隔 (distance) 法学教育や、遠隔会議、さらに法的手続きの中で具体化している遠隔証人尋問や遠隔宣誓供述の採取に対応した法学教育の実践される必要が生じてくる。
- ③「人種構成の変化」。人種構成の多様化に対応した法学教育の構築。
- ④「ロースクール学生の構成比への対応」。とくに女性の増加に対応した教育。(1999年にはロースクールに占める女性の比率は、48パーセントであったが、ここ数年以内に50パーセントを超えると予測されている。) これに対応した教員比率の構成などが考慮されるべきである。
- ⑤「学際の実務」。1999年にABAの学際的実務委員会は、非法律家との共同経営ができるように職業規律モデル規範 (MRPC) の見直しを推薦している。弁護士事務所も、会計士、財務専門家、Financial planner、ソーシャル・ワーカー、土地利用計画者、などの非法律家を雇い始めている。ロースクールは、このような変化しつつある法実務のありかたに対してどのようにそれを法学教育に反映してゆくか考えること。

- ⑥「コミュニケーション技術」。読み、書き、話す能力を具体的にどのように鍛えるか。
- ⑦「専門性」。卒業する学生に与えることのできる、変化の著しい世の中でどのような実務の変化にも対応できる能力とは何か。法の専門化は不可避であり、カリキュラム上の特殊性を打ち出す必要がある。
- ⑧「職業専門家主義」。ロースクールでは、尊厳 (dignity)、思いやり (courtesy) および礼節 (propriety) を維持しつづけることを勧める。尊厳は、相互の尊敬に必要であり、思いやりは、議論や反対意見に対する寛容を支える。礼節は、法律家として、公的な役割を理解した専門家としての行為における実直さに関連する。
- ⑨「学際の実務」。依頼人の問題を解決するため、弁護士は、他分野の専門家との協力が不可避となる。法の外部専門家のアドバイスや学際的アプローチの方法が法律問題解決のために使われなければならない。
- ⑩「問題解決能力」。21世紀の法律家は、大多数の民事、刑事事件の公判前の解決を図るためのデザイナー、橋梁設計者、論客 (gladiator)、問題解決者、transformation agent および問題の阻止人 (preventer) でなくてはならない。そこでロースクールは、学生が、現在のような法廷弁護人ではなく、将来の問題解決者として訓練されるよう努めなければならない。
- ⑪「カリキュラムの改良と統合」。伝統的な法を学ぶコース、技術教育、および文書作成教育が融合してゆくことが求められる。

注

(1) おもに GERAKLD F. HESS, *TECHNIQUES FOR TEACHING LAW* (Carolina Academic Press, 1999) を参照した。さらに丸田隆「アメリカの法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較社会学』(2003年、東京大学出版会) および同「アメリカのロースクール教育」『月刊司法改革』4号(2000年) 57頁以下参照。本稿は、一部上記論文と重複するところがあるが、新しい情報に基づき加筆修正した。

(2) Craig E. Klafter, *The Influence of Vocational Law Schools on the Origins of American Legal Thought*,

1779-1829, 37 AM. J. LEGAL HIST. 307 (1993).

- (3) Mark Levin, *Legal Education for the Next Generation: Ideas from America*, 1 ASIAN-PACIFIC L. & POL'Y J. 3 (2000); Mark Levin, *Reform in Japanese Legal Education: The American Kaizen of Law Teaching*, 2 ASIAN-PACIFIC L. & POL'Y J. 8 (2001)、および Kenneth J. Hirsh & Wayne Miller, *Law School Education in the 21st Century: Adding Information Technology Instruction to the Curriculum*, 12 WM. & MARY BILL of RTS. J. 873 (2004)参照。
- (4) 上掲注(1) HESS 参照。
- (5) Sacha Pfeiffer, "Harvard Law to Refocus the First Year: 130 Year Old Method of Case Study Bows to 'Real World' Approach," BOSTON GLOBE, October 7, 2006.
- (6) James P. White, *Rethinking the Program of Legal Education: A New Program for the New Millennium*, 36 TULSA L. J. 397, 399, 402-5(2000); Kara Abramson, "Art for a Better Life: A New Image of American Legal Education", 2006 BYU EDU. & L. J. 227 (2006)、および上掲注(1) 論文参照。

ロースクールの授業のあり方について—過去4年あまりの実践から

金沢大学大学院法務研究科 尾島 茂樹

I はじめに

平成16年4月、全国一斉に法科大学院（以下「ロースクール」という）が開校した。私は、それ以来、4年あまりにわたり研究者教員としてロースクールの教育にたずさわっている。この4年間で、必修、選択を含めいくつかの授業科目を担当しているが、ここでは、金沢大学において標準コース（3年間で修了するコース）の1年次前期に4単位で開講されている「民法Ⅱ」を例にとり、法科大学院での授業実践を述べたいと思う。なお、私は平成20年4月より法務研究科長に併任となっているが、以下の内容で意見にわたる部分は、私の個人としての見解であり、金沢大学大学院法務研究科を代表するものではないことをお断りしておきたい。

II 学部生とロースクール生—前提の違い

(1) 明確な目的意識—司法試験受験

学部生とロースクール生の最も大きな違いは、目的意識であろう。もちろん、学部生にも一定の目的意識があることは当然である。しかし、それはロースクール生の目的意識には遠く及ばないように思われる。ロースクール生には、きちんとした勉強を経て新司法試験に合格し法曹となるという明確な目的があり、また、この目的を達成するためには、少々の困難をいとわず、努力を惜しまない。ただし、この努力が自主的になされるのは、あくまで、ロースクール生の「主観的」な判断において新司法試験合格にプラスであると判断した場合に限られる。逆にいえば、新司法試験合格にプラスにならないと判断したことについては、仮に「よき法曹」につながるとしても、まったくしようとしないうという弊害が生ずる可能性がある点に問題がある。

なお、目的意識との関連で付言すれば、授業担当教員は、カリキュラムで定められた授業範囲は全て既定の回数の授業で扱うべきである。古くは、民法総則の授業で、時間が足りなくなり「時効」をまったく扱わなかったり、会社法の授業でその多くの時間を「法人格否認の法理」に充てたりという学部の授業があった。しかし、ロースクールでは、目的意識との関係で、このようなことは決して認められないのである。

(2) 多様な入学者—授業レベルの設定

ロースクールの使命の1つに、多様な人材から法曹を養成することがある。学部生のほとんどが、高校卒業直後か、遅くともその1、2年後には大学へ入学しているのに対し、ロースクールでは、法学部卒業直後の者に加え、法学部以外の学部を卒業した者、あるいは大学を卒業後、数年を社会人として過ごし、その後、ロースクールへ入学する者がいる。従って、これらの者には、一方で、ロースクールで学ぶべきこと、とくに1年次の法律基本科目で学ぶべきことの

多くをすでに一通り学び終わった者がいるが、他方で、過去にまったく法律を勉強したことがない者もある。これは、たとえていえば、小学1年生と小学6年生に対し、同じ教室で机を並べ、中学受験のための算数を教えなければならぬ状況に似ている。もちろん、ロースクールでは、十分な予習を前提とすることにより、この問題を克服することが予定されているともいえるのだが、法学は、容易に独習できる学問ではない。この問題により、授業のレベルをどのように設定するのかという問題が生ずる。私は、この問題について次のように考えている。まず、標準コース1年次の授業は、未修者に対し提供されるものである。したがって、授業は、初めて法律を勉強する者にも充分理解が可能なものでなければならない。もちろん、これは十分な予習・復習を前提とする。他方で、あまりに授業のレベルが低いと、一通り学習を終わっている者が退屈である。そこで、授業の中に1つでも2つでも既修者が新たな発見をするようなテーマを入れておく。もちろん、これは未修者にとってはレベルが高いかもしれないが、あわせて理解できればよい、程度に考えておく。

なお、受講者の中になんか勉強の進んだ者がいることに関連して付言したい。物事を教え、教えられる場合には、教える者と教えられる者の間に知識、経験等について圧倒的な差がないと十分な教育が成り立たないといえるのではないだろうか。比喩的ではあるが、たとえば知識については教える者は教えられる者の10倍くらい必要であろう。翻ってロースクールの現状を考えてみれば、「未修者」の授業に、法的知識はかなりあるが、単に司法試験に合格していないという理由で受講せざるを得なくなっている者がいる。先の前提が正しいとすれば、この者に教えるためにも、その10倍の知識が必要だということになる。他方、とくに法律科目では、授業の範囲が外的要因で決まるため、教員は授業の範囲の全てについて事細かに研究し、研究論文を発表しているわけではないのが通常である。しかし、授業を成り立たせるためには、先に述べた理由から、授業の範囲については研究論文を発表できるくらいに深く研究し、授業に臨む必要がある。教員は、この努力を怠ってはいけないのである。先の10

倍云々の例えは、受講する相手に応じて授業内容が変わることを前提とすると、別の言い方をすれば、教師の授業の背後には、実際に話をすることの10倍の背景知識が必要だともいえるのかもしれない。

Ⅲ 授業のあり方（その1）—3年間（2年間）の課程の意味

（1）「授業の」到達目標

先に見たとおり、ロースクール生のさしあたっての目的が新司法試験合格にあるとしても、それはあくまでロースクール修了後に達成されるべき目的である。それにもかかわらず、ロースクール生は、低学年の間からかなり「焦って」いるように見える。より具体的には、1年次から新司法試験合格レベルになければならない、あるいは1年次に新司法試験の合格答案が書けなければならぬ、といった焦りである。しかし、1年次の前期科目の期末試験は7月末頃である。純粋な未修者にしてみれば、法律を勉強し始めて3カ月半程度しか経過していない。この段階で果たして何が期待できるのか。

そもそも法律学は積み重ねの学問である。3年、ないし2年をかけてロースクールを修了するということは、1年次、2年次、3年次とそれぞれなすべきことが異なることをも意味する。当然、1年次になすべきことは、新司法試験の合格答案を書けることではない。野球の練習にたとえるならば、1年次は体力作りの年である。走り込み、ウェイト・トレーニング……。学生は、すぐにボールとバットを使った練習、すなわち変化球の投げ方やピッチング・マシンを使ったバッティング練習をしたがるが、それは高学年にとっておけばよい。1年次の法律基本科目の到達目標は、正確な法律知識を習得するとともに、法的なものの考え方を十分に身に付けることにある。この点で、基本事項の勉強について、「新司法試験につながらない」という理由から拒否反応を示す学生が一部にいることは、残念である。

(2) 基本科目と応用科目

もう1つ付け加えたいのが、基本科目と応用科目という問題である。たとえば、私が専門とする民法との関連では、要件事実論をどう扱うかという点で議論がある。

修了した学生はいう。いわく、「要件事実¹は1年生からやった方がよい。知っていれば、民法がもっと簡単に理解できた。」また、ロースクール教員の中にも早くから要件事実を教えるべきだという声がある。しかし、これらの声は、あくまでいったん要件事実なしで民法を学び、一通り修得した者が後に要件事実を学んだ場合の「振り返り」から導かれていることに注意を要する。修了した学生は、あくまで「最初から」要件事実とともに民法を学んだのではない。また、いまの教員も、また実務家であっても、要件事実とともに民法を学んだ人はいないのではないだろうか（従来は、要件事実論は司法研修所で教えられていたからである）。ここで注意すべきことは、すでに学んだ民法の知識を前提として要件事実を学べば、より民法が見やすくなるということはいえても、要件事実と民法を同時に教えるべきだという結論には直結しないことである。ただでさえ民法には膨大な学ぶべき事柄があり、1年次のロースクール生はそれらを吸収するだけでも大変である。この上、「立体的に見える」という理由で、請求原因、抗弁、再抗弁……と区別しながら民法の実体法としての要件を理解しなければならないとすれば、ほとんどの学生に不可能を強いることになるのではないか。

最後に、また算数の例を1つ。小学生に1から10までの数をすべて足したらいくつになるかを問えば、すべてを地道に計算して55という答えを出すだろう。かりに1から100までとしても時間をかけて計算すれば、5050という答えを——計算間違いがなければ——出すだろう。この計算の前提には、数が意味するもの、位取りの意味、足すことの意味などの知識が必要であり、実際に計算をすることにより、そのような基本的素養が養われる。

他方で、私たちは、すでに、

$$\sum_{k=1}^n k = n(n+1)/2$$

という公式を知っている。従って、全ての数を順々に計算した場合に比べ、早く、正確に答えを出せる。これを利用すれば、1億まででも1兆まででも即座に計算できる。しかし、数が意味することなどを十分に知らない小学生にこの公式を使って答えが出せることを示したとして、何の意味があるのだろうか。この公式を使う前提としては、数に対する十分な知識とともに、どのようにしてこの公式が導かれるかを知ることも重要である。1年次の学生に要件事実を教え、かりにそれが単なる暗記に終わるとすれば、小学生にこの公式の結論のみを教え、分かったような気にさせているのと同じことではないだろうか。

なお、蛇足を付け加えると、いくら1年生前期の授業科目とはいえ、たとえば、民法192条に定められる即時取得の「適用要件」として、普通、教科書で掲げられる「動産を処分する権限のない者から占有を承継したこと」の意味については注意を促している。その意味では、決して「平坦な」授業をしているわけではない。

IV 授業のあり方（その2）—実践例：1年生前期開講授業「民法Ⅱ」

（1）単位の実質化

ロースクールの授業で強く求められるのが単位の実質化である。2単位の授業は、2時間の授業に各2時間の予習・復習がセットとなり、これを15回行うことを前提としている。このことは従来の大学教育でも同様であったはずだが、おそらく「骨抜き」になっていた。また、単に予習・復習を学生に呼び掛けるだけでは不十分である。予習・復習の実行を確認できないからである。単位の実質化のためには、予習せざるを得ない授業、復習せざるを得ない授業を実施するしかない。

この際、注意すべきことは、授業で要求されていることが、けっして不可能なことを要求するものではなく、努力すれば達成できる範囲にあり、またこのことを実際に学生に分からせることが必要である。このために、必要であれば、教員が予習の内容——たとえば、判例のまとめ——を実際にやってみせることを必要だろう。

(2) 予習

予習をせざるを得なくするために、詳細な予習シートを作成し、それに沿って予習することを義務づけ、予習していることを前提に、授業では次から次へと指名して学生に答えさせる。その内容は、基本的事項や、判例の事実、判旨の説明、判決の判断に対する意見や事例問題の解答など多岐に渡る。予習をしなければ、授業について来られない状況を作り出すことが重要である。

(3) 復習

復習せざるを得なくするために、單元ごとに小テストを実施する。「民法Ⅱ」では、成績評価に含まれる小テストを期間中6回択一式で実施している。これにより、定期的に復習され、期末試験の直前の「一夜漬け」のみという状態が回避されることが期待される。

(4) 効果

確かに以上のような授業では、学生の負担は重い。(実は、教員の負担も非常に重い。)しかし、対話式の授業は、学生の学習効果が高いのではないか。後で受講者に聞くところによると、ある論点について、授業中、誰があてられ、どのように答えたかまで覚えていることがあるそうである。また、授業中あてられ、答えられなかった事項については、「一生忘れない」といっている学生もいる。確かに印象に残るのである。ちなみに、4年間の授業評価アンケートの結果でも、「民法Ⅱ」の学生満足度は概して高いようである。そのアンケー

トにある5点満点の総合評価の項目では、平成18年度4.76（当該学期実施科目の平均4.01）、平成19年度4.37（同・平均3.81）となっている。

これに対し、対話式の授業は伝える情報量が少なくなるという批判がある。たしかに学生に答えさせ、教員がそれを確認し授業が進むのだから、授業で伝える情報量は、教員が一方的に話す場合に比べ減少する。しかし、対話式の場合は、先に見たとおり、頭への残り方が違うのではないか。教員の質問に対し指名された学生は当然考えるが、他の受講者も同時に考える。自分の頭で考えたことは、単に聞いただけのことよりも頭に残る。私は、常日頃から「印象に残る授業」を心がけたいと考えているが、これには対話が最善策である。

他方、いくら情報量が多くても、たとえば早口で、とにかくしゃべればよいのだというように「講義」をしても、学生にとっては右耳から左耳に抜けるのみで何も頭に残らないだろう。残るのは、「授業で扱った」という教員の自己満足だけである。対話式授業の欠点である情報量が少なくなるという点については、授業時間の許す範囲で基本的な事項を取捨選択していくしかなく、これも教員の腕の見せ所というしかないのではないだろうか。

V 授業のあり方（その3）—期末試験と成績評価のあり方

金沢大学では、必修が1科目でも不合格になると原則として留年するという進級制が重要な意味を持つ。すなわち、必修科目については「不可」は、重大な効果をもたらす。このことは、先に述べた授業の到達目標にも影響するが、直接意味を持つのは、成績評価においてである。

大学の単位認定における可否の境は、通常、100点満点の60点である。すなわち、1年次前期に開講される科目は、法律を初めて勉強してから3カ月半程度のロースクール生が、「普通に」勉強して60点を取れる程度の到達目標を設定し、それに到達していれば合格するような成績評価をすべきことになる。これは決して新司法試験合格レベルとイコールではない。

「民法Ⅱ」では先に述べたように小テストを1回15点満点で6回行う。この合計90点を3分の1にして、30点として最終評価に入れる。期末試験は論述式により70点満点で実施し、両者を併せ100点満点で60点以上を合格としている。6回行う小テストでは、基本的知識や判例の知識を問う。この結果は、「結果が数字で現れる」という択一式試験の特性を生かし、成績分布、平均点とともに、上位10位までの受講者の氏名をその都度掲示している（掲示については事前に学生の同意を得ている。また、北陸三県に1つしかないロースクールとして、少しでも学生の刺激になればという意味も込め、優秀者の氏名を掲示することとしている）。

他方、期末試験では、事例式により〈Xの言い分〉〈Yの言い分〉に加え、資料として関連判例を読ませた上、問題の所在、問題に関する判例の考え方（理由づけを含む）、通説・多数説の考え方（理由づけを含む）、自分の考え方（理由づけを含む）を記述させる。授業の到達目標としたことを、文章で表現するのが期末試験の目的である。このことは、先に述べた厳格評価と採点基準にもかかわる。厳格評価では、できないものはできないと評価しなければならない。その際、重要な意義を有するのが採点基準である。この採点基準は、厳格な基準であるとともに、学生にとっても明確、かつ説得的な基準でなければならない。記述すべき内容を明確に呈示することは、到達目標を示すことにもなる。

以上のような成績評価は、新司法試験と異なるので不十分であるという見解もあるかもしれない。しかし、上に述べたように、修了年限が3年間あるうちの1年次前期の科目の評価としては、妥当なものだと考えている。

VI おわりに

他人に教えるためには、まず自分が理解する必要がある。自分が理解していないことを話しても、相手は混乱するだけで理解できるはずがない。従って、いまだに他人の作成した教科書や講義録をよく理解せずに読み上げるだけの授

業がなされているとすればかなり問題である。対話式の授業は、教員の側の深い理解、十分な授業準備を前提として成り立つ。また、対話式の授業は、教員に深い理解、十分な授業準備を強制することにもなり、この意味では、教員の努力と負担を前提とする。

以上述べてきたことは、あくまで私の「個人的な実践」に過ぎない。その内容は、金沢大学のロースクールの教員で合意を得ている事項でもない。おそらく反対者もいる。しかしながら、受講生の反応をみれば、それなりに成功しているように見える。

なお、私のような若輩者が以上のような発言をするのは早すぎるように思っている。しかし、今回、このシンポジウムのパネリストに指名されたことにより、この4年あまりの実践をお話するのも悪くないかと考えた。「ご指名ですので、僭越ながら、乾杯の発声と一言ご挨拶をさせていただきます」というのと同じだと状況だとご理解いただければ幸いである。また、若輩ゆえの不適切な発言にはご海容いただければ幸いである。

最後に、今後は、いま実践している方法をより発展させ、より充実させる方向で検討していきたいと考えている。

法科大学院を卒業して考えること

内田清隆法律事務所 弁護士 久保田 康宏

I はじめに

私は、平成19年12月に金沢弁護士会に登録をしたばかりの新米弁護士であり、法科大学院という新制度に対して、何か卓越した見識を持ち合わせているわけではない。そのような私ができることといえば、自身が卒業した神戸大学法科大学院での経験をもとに、常日頃、自身が思っている雑感のようなものを、

率直にお話しさせていただく程度のものである。

本日のシンポジウムには、法学部等に在学中の大学生の方も多数参加していただいております。私の話す法科大学院での体験が、将来の進路選択の一助となれば幸いです。

Ⅱ 入学前

最初に、法科大学院入学前の自身のことについて話をしたいと思う。私は、金沢大学法学部を卒業した後、実家の家業である農業を継いでいた。農家の長男であったため、農家を継ぐこともやむを得ないと考えていたが、生来の飽き性である私は、このまま農家を続けていけるのか不安に思う毎日が続いていた。

ある日、法学部時代の恩師である憲法学の畑安次教授から、法科大学院なるものが設立されるから、進学して勉強してみたらどうかとお話をいただいた。当時、司法試験の合格率は80%程度になるような話も出ていたため、畑教授の話聞き、私は何を血迷ったか法科大学院へ進学を考えるようになったのである。

当然気になったのは、①合格率と②費用の問題である。①合格率については、当初は7、8割の合格率が想定されていたため、法科大学院に入学し卒業できれば、なんとか職業法曹として仕事ができるのではないかと考えていた。この甘い見通しは、後日見事に裏切られることになる。

②費用については、農家が裕福なはずはなく、奨学金制度を最大限利用して進学しようと考えた。残念ながら、私は今日に至っても、奨学金を返済し続けている。

②費用との関係で、私立大学への進学は断念し、授業料の安い国立大学の2年コースへの進学を考えるようになった。まがりなりにも法学部を卒業していたため、学部時代に使っていた簡単な基本書を戸棚から引っ張り出し、本格的

に法律の勉強を始めることになった。農家のわりに夜型人間だった私は、忙しい農繁期であるにもかかわらず、早朝に目を覚ますことが出来ず、母から毎日のように罵声を浴びていた。全く法学の基本ができていなかった私は、有斐閣双書やSシリーズなど、比較的薄めの基本書を繰り返し読むことから勉強を始めたように記憶している。

Ⅲ 在学中

1年半程度勉強を続け、私は、平成17年に、神戸大学法科大学院に入学した。神戸大学を選択した理由は、夏ごろに行われた適性試験の成績が全く振るわず、適性試験を重視しない神戸大学以外は入学できる見込みがなかったからである。

このように私は、十分に法律の勉強をすることなく、また法科大学院の状況や新司法試験について十分な情報を持つことのないまま、神戸大学の2年コースに入学することになった。こういう怠惰な学生の未来は容易に予想可能であり、法科大学院入学後は、大変な毎日を送ることになった。

まず驚いたのは、他の学生との実力差だった。これは、入学後初めての授業で痛感することになった。近藤光男教授の会社法の講義だったと記憶しているが、同教授からの質問に私がことごとく答えることができないのを尻目に、他の学生は見事な回答をするため、「とんでもないところに来てしまった。」と絶望的な気持ちになったことを憶えている。

法科大学院においては入学後の勉強が全てだった。日々行われる講義の予習・復習、中間課題として課されるレポートの作成、学期末試験の勉強など、学生生活を楽しむ余裕はほとんどなかった。私を含めて、法科大学院の学生の大部分は、睡眠時間を少しでも削って、勉強時間を多くとっていたのではないかと思う。法科大学院への進学を考えられている方は、この点を十分考慮して、自身の進路を選択して欲しいと思う。

次に、法科大学院の難点の1つでもあるが、日々行われる講義とは別に、卒業後の新司法試験の対応を考えざるを得なかった。私も、3回生にもなつてくると、新司法試験への対応がどうしても頭から離れなかった。

新司法試験は大きく、択一式の問題と論文式の問題に分かれる。論文式の問題については日々の講義や学期末試験、レポート等で十分対応可能であったと考えるものの、択一式の問題は、どうしても受験勉強の時間をつくらなければならなかった。日々の講義と受験勉強との両立。これが、法科大学院生にとって最も頭を悩ます問題ではないかと思う。

こんな話を聞くと、法科大学院への進学を躊躇したくなる方もいることと思う。法科大学院での勉強は厳しいものには違いないが、毎日同じ講義を受け、ともに学び、法律問題について日々議論できる友人がいる。われわれ未熟な学生を何とかして一人前の法曹に育てようと熱心に指導してくださる先生方がいる。法科大学院の勉強は、決して甘いものではなかったが、友人達と共に学び切磋琢磨できる時間は、私にとって非常に貴重なものとなった。

法科大学院での生活は決して甘いものではなかったが、真剣に法曹を志そうとする人にとっては、これほど有意義な制度はないのではないだろうか。勉強が厳しいからこそ充実した学生生活を送ることができることを十分に考慮されて、ご自身の進路を選択していただきたいと思う。

IV 新司法試験

法科大学院を無事卒業すれば、新司法試験の受験資格が与えられる。新司法試験は択一式、論文式からなる、計4日間に及ぶ厳しい試験である。法科大学院で学んだ成果が、初めて問われることになる。

私は、法科大学院の1期生だったため、どのような問題が出題されるのか全く予想できなかった。問われるのは、法科大学院で学んだ基礎知識が身についているかどうかであると考え、基本的な教科書、条文の確認、旧司法試験の過

去問を解くといった勉強をした記憶がある。

法科大学院への進学を考えられる方にとって、新司法試験に合格するためにはどのように勉強したらよいのかという点は、気にかかるところだと思う。

既に、第3回目の新司法試験が終了しており、ある程度は問題の出題傾向が見え始めたころだと思われるため、出題予想が難しかった時期の私の経験はさほど参考にならないかもしれない。しかしながら、新司法試験は、いたずらに問題を予想し、出題されそうな問題だけ勉強するという方法では合格することが難しいのではないだろうか。いたずらに試験勉強に特化するのではなく、日々の講義を通じて、最低限の基礎力をじっくり養っていくことこそが合格への1番の近道ではないかと考えている。この点は、ロースクール予備校化の問題とも関わるので、後で再び触れさせていただく。

V 今後の法科大学院のあり方

(1) 7年間の法学教育

法科大学院が設立され、わが国の法学教育は、法学部での4年間に法科大学院での3年間を加えると、合計7年間に及ぶものとなる。

先に述べたとおり、私は、法学部を卒業はしたものの、法律学の基礎すら身につけず、卒業証書だけを得た学生だった。こんな私が、7年間もの法学教育をどう考えるのかと問われても、それに答える資格はないかもしれない。これから述べることは、そのことを前提にして聞いて頂きたい。

法科大学院へ入学した後は、必ず法律漬けの毎日が待っている。個人的には、実務修習に出ることができる基本的な知識の習得は、法科大学院での学習により対応できるものと考えている。もちろん、このことは進学した法科大学院において十分な学習をされるのが前提である。

いずれ法律漬けの毎日を送ることになるのであれば、学部時代には、外国語、法律学以外の他の隣接分野、知的財産法や経済法など幅広い法律を学んでおか

れることが有益ではないかと考える。

私の神戸大学の同期生には、弁理士として第一戦で活躍されていた方がいた。この方は現在弁護士となっているが、弁理士としての経験が実務へ出てから非常に役に立っていることは容易に想像できる。法科大学院設立の理念の1つに、法律以外の専門的知識を持った法曹の育成があげられるが、この方は、その理念を体現しているような方だった。

私は、学部時代には、法学以外の分野について勉強されておかれることをお勧めしたいと思う。もちろん、将来法曹となるのだから、基本的な法律学の学習を怠ってはならないことはもちろんである。しかしながら、法律漬けの毎日、法科大学院へ進学すれば、嫌でも送ることになる。学部時代には、外国語や他の学問分野について学んでおくことは非常に有益であると考えます。

自分が将来どのような分野の法曹として活躍したいか。もし、そのような希望を既に持っている方がいるなら、その分野について少しでも法律学以外の勉強をしておいたら良いのではないかと考える。たとえば、特許弁護士になられる方であれば、工学系の知識は不可欠ではないだろうか。

法科大学院へ進学すれば、嫌でも法律解釈学だけを集中して勉強することになる。そうであれば、学部時代には、法律学は基本的な事柄について学び、もっと幅広い分野について学んでおくことが有益であると考えます。

少し話は脱線するが、法科大学院への進学は、自身のとり得る多数の選択肢の1つに過ぎないことも、併せて考えるべきだと思う。法学部へ入学したからという理由だけで、法曹を選択しなければならない必然性はない。法学部で学んだ知識を生かすことのできる職種は数え切れないくらい存在するはずである。

法曹界はこれから大量増員の時代を向かえ、法曹になったというだけでは、生活していけなくなる時代がすぐそこに迫っている。そんな時代に、自分はなぜ法科大学院への進学を考えているのか。もう一度、自問自答してみることも、決して無駄ではないはずである。

(2) 予備校化への懸念

最後に、昨今何かと問題となっている「ロースクールの予備校化」の問題について考えてみたい。

法科大学院の卒業後は、新司法試験の受験が控えているため、学生にとって試験の可否は何よりの関心事となる。大学側としても、自身の責任で2年から3年の法学教育を行う以上、合格者を一定数確保することは重要な目標となる。その結果、法科大学院での教育が試験対策に特化し、より高次の教育が行われなくなるのではないかという懸念が生じることになる。この懸念は、試験対策講義や試験問題の漏洩など、既に現実化している問題である。

私はこの問題については、やや楽観的に考えている。というのも、新司法試験の論文式の問題は、従来のように、予備校で使用されていたいわゆる「論証カード」を暗記するだけでは対応できないものだと考えるためである。

全くの私見であるが、法科大学院の設立は、旧司法試験予備校へのアンチテーゼではなかったかと考えている。旧司法試験の時代には、予備校で教えられている「論証カード」を暗記して、それを吐き出しさえすれば合格できるなどという、嘘か真かもわからぬ幻想があったと聞いている。法科大学院の設立、新司法試験の実施は、そのような幻想を見事に打ち破ったといえるのではないだろうか。

私は第1回目の新司法試験の問題を見たとき、解答を考える前に、論証カードの暗記では到底対応できない問題であることに驚いた。後になって思えば、新司法試験で問われていたことは、基本的な法律知識、事案の分析能力であり、論証の暗記などではなかったと思う。新司法試験の試験委員の先生方が作成された問題は、本当にどれも素晴らしいものばかりであった。決して、何かを暗記するだけで答えることのできる問題ではないのである。

試験は解答時間との戦いという側面もあるため、私自身、「論証カード」の使用により解答時間が短縮されるという効果が得られることを否定するもので

はない。しかしながら、新司法試験の問題は、決して「論証カード」の暗記だけで対応できる問題ではない。そこで問われているのは、基本的な法律知識を用いて論理的に結論を導き出す能力である。この能力は、法科大学院での日々の講義、その予習や復習により習得できるものであり、短絡的に「論証カード」を暗記するだけで習得できるものではない。

私は、新司法試験の問題の水準が維持される限り、法科大学院が予備校化する懸念は少ないのではないかと考えている。

新司法試験も「試験」である以上、受験勉強は必要であるし、過去に出題された問題から出題形式や出題傾向を把握しておくべきである。いわゆる受験技術を備えた者が高得点をとることも当然である。

ただ、小手先の受験技術だけでは、新司法試験に合格するのは不可能ではないか。やれ答案練習会だ、やれ出題予想だといっても、それが実際の試験現場でどれだけ役に立つのであろうか。試験現場で頼りにできるのは、条文と自分の頭だけである。いくら答案練習会を行っても、自身の頭で思考できない学生が新試験に合格することは、非常に難しいと考えている。

大学側としても、受験勉強だけさせていれば、合格者が増えるなどと考えるのであれば、それは大きな誤りである。日々の講義を充実させ、学生が独力で合理的に思考できる能力を養成することこそが、合格者を増員する最良の方法ではないかと考える。

古臭い言葉であるが、学問に王道なしという。小手先の受験技術を身につけるよりも、独力で合理的な解決方法を呈示できる能力を身につけること。それこそが、新司法試験合格の近道だと考える。

VI 結び

以上、いろいろお話しさせていただいたが、今日申し上げたことは、私の個人的体験に拠るところが多く、私の個人的な意見に過ぎないものと考えて頂きた

い。

今日の出席者の中には、法科大学院への進学を考えられていられる方も多いと思う。進学に伴う学費の支出、合格率の低迷、5年で3回という受験制限の存在など法科大学院の問題点は、数え上げればきりが無い。それを知った上で、法科大学院に進学しようと決意される方に申し上げたい。法科大学院には日々切磋琢磨できる友人がいる。自分の研究や仕事を放り投げてまで、教えてくださる先生方がいる。待っているのは、幸福にも自分のことだけを考えて勉学に励むことのできる充実した日々である。

今日の報告が、進路選択の一助となれば幸いである。最後にご静聴に感謝を申し上げたい。

《 全体討論 》

東川：それでは、全体討論に進みたいと思います。先生方から様々な見方が出されたわけですが、いくつかさらにポイントを絞ってお話をいただいて、その後、みなさんからご意見、あるいは、ご質問を募りたいと思っております。

まず最初にご意見をいただきたいのが、司法試験の対策ということです。4人の先生にとっても、ロースクール教育というものを考える時に、司法試験の対策ということが、どうしても問題になると思います。良いロースクールを作ろう、あるいは良いロースクールにするためにいい授業にしようということで、それぞれの立場で様々な実践をされているにも関わらず、最終的には、合格率という数字で評価されるということ、これはもう避けられません。一方で、合格率を上げるために、予備校的な意味で、対策をたてるということと、ロースクールの設置の理念の噛み合わせが良くないと言いますか、ロースクールの中で試験対策を充実させようということが果たして両立するのか、という問題

があるかと思います。

そういった中で、丸田先生、尾島先生、久保田先生の報告は、司法試験に対する見方を述べるというよりも、むしろロースクールの中で、どういった実践をするか、どういった教育がありうるかという話を中心に、比較的、試験対策と言いますか、予備校的なものから距離をとった報告であったという印象を受けました。一方で、壇先生の方からは、やはり試験である以上は対策というものがあるはずだ、それに対しては、「反復練習」という形で対応できるのではないかという意見が出されておりますので、そのあたりから、壇先生に、いわゆる旧司法試験をクリアして来た立場から、予備校的なものについて、どういふ風にお考えかということで発言をお願いします。

壇：僕は、旧司法試験の受験生というのと、旧司法試験の受験指導と、新司法試験の受験指導と3つの立場を経験しています。その中で、はっきりしているのは、受験である以上ですね、その問題が全て決めるということなんです。そこで、旧司法試験の合格率の低さを前提にすれば、予備校的な面というものがとても必要です。なぜかというと、どこかで見たような問題が出されて、一方で、ほとんど参考答案というものを覚えてくる受験生がいる。そういう人を相手に1時間で答案を作らなくてはならない。実際に問題を見て考えられるのって、10分だけなんですね。あとは書く時間が必要。10分で、全て初見で問題を考えると言うのは、ちょっと勝負としてはありえないです。だからどうしても自動的に答案を作る能力が必要になってくる。

それで、同じことが新司法試験にあてはまるかといったら、そうでもない。第1回目の試験の問題の時、僕はびっくりしました。これはやられたなという感じですね。完璧に書くには、これは難しすぎる。つまり、基本的なことをちゃんと書けば通るし、それができないと落ちる、そういう問題だなと感じました。そのことを前提に、受験生がやらないといけないのは基本的なことを、ちゃんと覚えるというのもあるんですけども、まず、事案の処理の方向というのを

ちゃんと覚えていただきたいなと思います。そして、旧司法試験でも同じことがあったのですが、8割くらいまでは、どこかでみたような問題だなどとしても、最後に2割というのは、やっぱり自分なりの創造性を問われるところがあるんですね。僕が受験している時には明確には気づかなくて、教える側になってわかったことなんですけど、その2割の部分で、自分なりの考え方が出る人と、出ない人がいるんですね。他の文章は見当違いでも、なぜかそこだけ一生懸命考えているなっていう人が1人だけいました。その人は、秋になぜか合格祝賀会で会うんですよ。びっくりしました、僕。それはその人だけかと思ったら、次の年も同じでした。結局は、その最後の部分、つまり自分でちゃんと考えられるのか、考えられないのかというのが大切だと思います。他方で、旧司法試験のときは、暗記ばかりするベテランの受験生っていたんですね。で、ああいう暗記型の受験生にはすごいやつがいます。何でも暗記できちゃう人もいますし、暗記をしている中でそのプラス α の部分をも自分でなんとなくわかってしまう奴っているんですね。でもほとんどの人の暗記力はたいしたことがないです。普通は覚えられません。ということで、いつまでたっても完全なちゃんとした暗記ができなくて、受験生活を続ける人がいます。一生通らない人たちですよ。そういう分水嶺みたいなのがあってですね、自分の頭で考えられるか、ということに関しては、これは旧試験も、新司法試験も変わらないと僕は思っています。基本と、自分の頭で考えること、ということです。

東川：論文式の試験の性格が大きく変わったので、勉強の仕方もちょうど変わり得ない、あるいはロースクールでの教育の方向も変化して行く必要があるとことでしょうか。

壇：そうです。司法試験がある以上、受験問題が全てを決めると思っています。

東川：あの、択一に関してはどうですか。

壇：択一に関しては、まだ全部見た訳ではないんですが、比較的、難易度は下がっているのではないかなと思います。で、そうすると、まあ、難しいごちゃごちゃしたことよりも、単純に、できる能力、とれる問題をおとさない能力が大事ということですよ。そこはもう反復練習しかないと思います。これは旧司法試験も新司法試験も、択一は答えがその中にある以上は、変わらないことだと思います。

東川：ありがとうございます。新司法試験を受けた久保田先生はいかがでしょうか？

久保田：やっぱり新試験も、所詮は「試験」ということには変わりはないので、壇先生のおっしゃるとおりだろうと思います。先ほどの発言とは矛盾はするかもしれませんが、試験勉強や試験問題を解く技術に卓越した人間が、高得点を取るということは間違いなし、それはもうどうしようもないと思います。ただですね、新試験というものは2000人も通るんです。上位合格したい、例えば上位10人の中に入りたいとか、そういう人は、試験勉強をやるしかないと思いますけれど、2000人も通るんですね。その合格水準は、かなり低いものだと僕は考えています。合格水準は基本です。基本を使える人間かどうか、その一点だけで、合否が決まってくる試験ではないかなと思っています。

東川：はい、どうもありがとうございます。次に丸田先生にお聞きしたいことがあるのですが、先生には、ロースクールという制度のあり方について、アメリカの経験、あるいは、そのアメリカの文化というものを前提にしてお話いただきました。日本のロースクールは、アメリカの制度を日本に輸入してきたわけですが、授業に関して言えば、もっとも大きな変革として、ソクラテス・メソッド、あるいはこれをケースメソッドと呼ぶ方もいらっしゃると思いますが、それが

本格的に導入されて、法学教育の中核的な位置を占めるようになりました。

一方で、先生の方からもご指摘がありましたように、そのソクラテス・メソッドというのは、非常にまあ、言ってみると、時間がかかるわけです。そのような方法では、やはり実際に試験を受ける学生側の立場からすれば、そんな非効率なことをやっていられないんじゃないかという不安やとまどいがあると思います。

そこで、そのソクラテス・メソッドの有効性ということ、それと、ソクラテス・メソッドを利用した教育方法が、現在の、新司法試験に対応しているかどうかという点についてコメントいただきたいと思います。つまり、学生の方としては、最終的に試験を見据えている訳ですから、ロースクールで3年間かけて勉強した内容が、試験に、ある程度対応関係をもっていないと、3年間が無駄になってしまう。そういった勉強の方法や司法試験との関係ということについて、どのようにお考えですか。

丸田：順番前後しますが、先に司法試験との関係ですよ。ま、要するにロースクールを卒業すれば、あの、新司法試験が待っている訳ですから、3月の半ばに卒業しちゃって、5月の終わりぐらいの試験まで、まあみんなほんとうにドキドキしながら受験準備しているし、実際にほとんどの方が受験される訳ですね。本当はロースクールで楽しく学んで、そして笑いがあって、自分の好きなことがいくらでもできて、そして楽に試験に受ければ良い訳だけれど、アメリカでもそういう現状ではないわけですよ。トップの成績をとって奨学金をもらったり、良い事務所に就職するために、または授業料の免除をしてもらうために、ロースクールではめちゃくちゃ勉強しています。それはほんとに血吐くぐらい勉強するわけですよ。ロースクールで遊んで、笑ってるだけではない訳ですよ。

それで卒業式は大体5月の半ばにあるんだけど、6月初めくらいから、民間の予備校団体が、法曹試験用の講座を開いてくれるんです。それも朝10時か

ら4時くらいまで、まあビデオテープですけれども、電話帳みたいなテキストを渡されて、それをずっとやって行く訳ですよ。ミシガン州なんかは短答式で合格点に達すればあとは論文の答案の採点はされないのです。だからその短答式、これは四択です。しかもゼロ回答とかもないし、わからないからこれでいいや、ということでマークすると25%の確率で点数がもらえる訳です。これは、まさにロースクールを卒業したんであればミシガン州の法曹資格をあげましょうってことですよね。で、ウィスコンシン大学ロースクールでは、卒業と同時に、その、バー・アソシエーションから法曹資格をもらえますし、ノースダコタもそうだと思います。だからそのロースクールを修了するということ、法曹資格が一体なのです。あとは、皆さん実務しながら学ぶわけで、司法研修所みたいなのでもう一度鍛え直すという発想はない訳ですね。誰に法曹資格を与えるかは各州の弁護士会にまかせているみたいなのがあるわけです。

アメリカの事情をそのまま日本に当てはめることはできないと思いますが、日本の現状を見るならば、旧司法試験の、あれだけ難しく、ほとんど合格が不可能だと思われるような試験制度のあり方から思えば、新司法試験では30%も、40%も合格するようになった訳だから、むしろ、ほんとに大盤振る舞いでね。いま、それはね、やはり、ものすごく恵まれた状況にあるだろうと思うわけです。そうであるから、教育する側の人間として、新試験を受けて合格してくる人は、旧試験の方たちにはない、法律以外の専門的能力だとか、新しいセンスだとか考え方を身につけて法曹となって欲しいなって思うわけです。

で、受験勉強って、受験技術と言っても良いかもしれませんが、どうしても、どうしたら受かるかということにみんなの関心が行ってしまいます。従って受かりやすさというか、受かるのに一番有効なカリキュラムを切羽詰った学生からは求められるのです。だから、東京の某ロースクールのような問題が起きます。あの事件のあと、カリキュラムや受験指導的授業に関して調査がありました。新司法試験対策用の講義をしていないかという調査があった訳です。

だから、やっぱりそんな受験準備講座のようなものはロースクールでは本筋ではないんだというのがある訳です。しかし旧司法試験をずっと受けてきて受からず、新司法試験になったのでロースクールに入ってきた人たちは、日本のロースクールが予備校みたいではないのがっかりするわけです。それで4月の授業の開始直後から教員批判を始めます。それで、教員全員、予備校に行って鍛え直してもらいなさいみたいなことを、授業評価の用紙に書くような、そういう状況でした。

しかしね、教員は、2年なり、3年なりきちっとロースクールの授業を勉強して、そしてロースクールの成績の良い人が合格して欲しいと、それだけ目指して来てるわけです。そうすると、はっきりとそのことを裏付けるデータが出てくるのです。つまり、最終的に新司法試験に受かっている人というのは、ロースクールの学内成績が良いんですよ。だから、何で英米法なんか受けないといけないんだ、大体、自分は学部するときでもこんなもの取らなかったとか、こんな科目は司法試験科目でないから出てもしょうがない、あの先生の法律科目の授業はダメだ、とか言って、自分で予備校の本を読んでやっても、なかなか受からない訳ですよ。基本的には、また原則として、日本のロースクールはそうあるべきと思います。そうすると1個1個の科目でがんばる人が、最終的な結果に直結しているのだという認識が出てきて、特別な試験用の対策は必要ないんだという風になればもっと理想的だとは思いますが。学生が、「ロースクールの科目をがんばれば結果に直結するんですね、もう私はそれを信じます」、みたいな形になってくるべきで、そうすると今度は教える先生の責任が重くなりますけれどね。

ただ、ロースクールの学生の中には授業でそれなりの成績をとる前提としての日本語を書けない人がいる。この日本語が書けないという人っていうのは、自分の言葉で、自分の認識したことを論理的に、あるいは筋に従って文章で表現することができません。つまり、ちゃんとした文章にできない人がいます。文章は、自分用のメモではなくて、他人に読んでもらう訳ですから、ぐちゃぐ

ちゃではいかんわけです。発想や論点を変えるのであれば段落を書き分けたり、「しかし」とか、「この点に関しては」とか、人に読んでもらう文章の技法を知らなきゃいけない訳ですよ。私たち教員は、そのため、1年生のときからいろんなレポートを書かせて、添削して、それを次の週に返却して、だめな学生には書き直しとして再提出させるという作文教室みたいなこともやる必要がある訳ですね。で、それが受験対策だろうといわれても、やはりそうではなくて、やはり文章を書けなければ話しにならんだろうということで、やっています。

で、あの、東川先生の2つ目の問題、そのソクラテス・メソッドなんですけれどね。これは、日本のロースクールの先生方、非常に苦勞されています。ロースクールを作る準備段階では、日本ではソクラテス・メソッドは無理だ、とかいろんな意見がありました。なぜかと言いますと、日本人の学生は発言しないから、対話方式は無理だというものでした。だけれど実際はそんなことない。学生はあてられると何か言います。それが全然的外れでも。私、これにはびっくりしました。すごいじゃないかと。日本人の学生はちゃんと答えます。やってきていないならやってきてないと、判らないなら、判らないと言います。

ただ予習してきた内容の確認をするのはソクラテス・メソッドではないのですね。教材を予め読んできた人しか発言できないようなことを聞くのじゃなくて、その場で考えを聞くのです。あなたならどう考えるか？って。例えば英米法だと、アメリカの場合、ご存知のように連邦裁判所と州裁判所ってありますよね。そうすると、その裁判管轄が違う訳です。管轄権ですよ。今日はこれを理解してもらいたい、としますね。そうすると、最初の3、40分くらい使って、日本の場合の話事例をあげて議論するのです。高松で製造されたうどんが、札幌のレストランで売られて、東京の人がそれを食べて帰りの寝台電車で仙台あたりから腹痛が激しくなったとします。食べたものがうどんだけのとき、この人はどこの裁判所に誰を相手取って何の訴訟するんだ、みたいなことをみんなに順に聞いていく訳ですよ。そうすると1年生で未修の人は、まだ管

轄権のことを勉強していませんから、好きなこと色々言う訳ですよ。契約地だとか、不法行為地だとか、はたまた製造物責任だとか。それぞれが妥当な判断ですが、私はいちいちそれに反論していきます。全員あてます。1クラス30人ですけど、全員にそれをやるんです。3、40分必ず何かするんですよ。それがすむとこれをアメリカの州に置き換えて議論していきます。そういうふうにして事物管轄とは何か、州籍相違事件とはどういうことか理解してもらうのです。それはね、だから、その場で考え、答えることであって、予習してきた内容を確認することではないですよ。そういうやり方をしています。

ですので、ソクラテス・メソッドといっても、人によってやり方が違うだろうと思いますが、ただ対話形式にするためには、そこで考えて答えてもらうことが大事です。当てられてそこで考え、自分は何を言おうかと一瞬のうちに考えをまとめ上げるわけです。こんな方法が、意外にすごくおもしろいという評価をいただいています。ま、先生方によって、あの対話方式の使い方はいろいろですけども、いまロースクールも4年目、5年目を迎えて、結構ソクラテス・メソッドのパターンというか、どうすればいいかみたなことが確認でき始めていますので、これから結構効率よくやれるんじゃないかなという気がします。その場合、その場で考えさせるためのトピックの準備がまず大事で、そのつぎにそのやり方が問題じゃないかなという風に思います。

東川：ありがとうございます。今のコメントについては、実際にロースクールで教えられている尾島先生も、フォローのコメントがあるかと思いますが、いかがでしょうか？

尾島：2点についてお話しします。まず、壇先生のところとも関係しますけれども、論文についてです。先ほど丸田先生のところも、そう簡単ではないというようにおっしゃいましたが、少なくとも金沢大学でも、成績と、金沢大学における授業の成績と司法試験の合格率についてはかなり強い相関関係がありま

す。なので、要するに、法科大学院の勉強をしっかりとやった人が受かっていっている現実があるということは、少なくとも、論文については、授業でやっていることをきちんとこなしていくということで、ひとまずいいのではないかとこのように考えています。

それで、いまおっしゃったように日本語が書けないという問題は、それなりに直す機会が必要だというようには思います。それから、ソクラテス・メソッドの話ですけども、まあこれは繰り返しになりますけれど、久保田先生の話にもありましたが、当てられて答える時に、準備してきた答えを読み上げるというのでは意味がないのですね。私もよく言っていることがあるのですが、まず、「なぜ」ということを考えるということ、それからその場で自分の言葉でしゃべりなさい、ということを行っています。自分の言葉でしゃべるためには、自分がわかっていないと答えられないのですね。教科書の該当箇所を抜き出してきて読み上げているだけ、これはわかったとは言わない。それで、そういう人はこちらからすぐわかりますから、それで要するにどういうことなのかと聞いてみると、それ以上は答えられないのです。ちゃんと自分でわかるためには、自分の言葉で説明してみなさい、あるいは、もう1つ言うことは、じゃあ具体例を1つでも挙げてみなさい、ということを行います。具体例が1つでも挙げられれば、定義を発想できますし、逆にそれでちゃんとわかっているというようなことも確認することができる、このように考えています。

東川：ありがとうございました。今、お2人のお話では、そのソクラテス・メソッドというのも、使い方によっては大変効果的だというようなコメントだったというように思いますが、久保田先生は、実際に、例えば法学部で受けた教育からロースクールというものによって、勉強の仕方も大分変わったのではないかと思います。丸田先生、尾島先生のコメントは、ソクラテス・メソッドもうまく機能しているようだ、というコメントだったわけですが、両方の教育を受けた立場としていかがでしょうか。

久保田：例えば、法学部ですと、そこで行われている教育方法はやっぱり講義ですよ。教授の先生から、学生側に対して一方的に情報だけを与えられる。要するに、学生に情報をインプットさせるということがメインになると思うのです。ただ、そのインプット方式だと頭に残らないというところが問題だと思います。インプット型の講義をやれば、講義をする方はとても満足される。自分の情報を相手に伝えるということが使命ですから、自分の目的はそこで終わっていると考えることが可能だと思うのです。ただ学生側からすると、やっぱり記憶に残らない、忘れるという大問題があって、法科大学院ではそういう講義は余り行われていないと思っています。先ほど丸田先生がおっしゃったと思うのですが、講義中に自分が答えられなかったこと、間違えたことって、凄く恥ずかしいんですよね。学生が40人いる中で、とんでもない答えを言っちゃったら、みんな大爆笑ですから。そういう間違いをしたところは、絶対覚えるんです。私は今でも、ここで間違えたという部分は覚えています。私は、今、法科大学院で行われている授業の方式は、非常に優秀な方式であると思っています。

東川：ありがとうございます。あと、久保田先生の報告の中では、法科大学院での教育は、入学してからの勉強が全てだというようなお話があったと思います。一方で、金沢大学からやや視点を離して、全国的な規模で見ますと、そのやはり実際にロースクールで勉強している側からすると、都市部の方が、いろんな情報に接触できるという意味で有利なのではないか、また、そういう意見が、先ほど出ました、予備校的なものと結合して、都市部の優位性という話が流通しているという状況があるかと思います。久保田先生の場合は、地域格差というものを感じましたでしょうか。

久保田：私の卒業した神戸大学は、山の中にあるわけです。すごい坂なんです

けれども。あそこに在学していたときに、情報格差を感じるということは、僕は1回もなかったです。都市部、例えば、早稲田大学や慶応大学だったら、予備校が乱立している東京にあるわけですから、受験情報は入ってくると思います。けれども、それが果たして合格とどう結びつくのか、ちょっと僕は疑問に思っています。私は田舎のロースクールだったので、何とも言えないですけれども、情報格差が原因で新司法試験に落ちたという人はあまり聞いたことはないです。

東川：壇先生は、休憩時間中の雑談では、若干、地域差というか、接触できる情報の量によって、多少の有利不利というのがあるんじゃないかというような発言があったかと思うんですけども、その点いかがですか。

壇：旧司法試験に関しては、ある程度情報戦という部分があります。私自身の受験で明らかなんですけども、予備校の予想答練に出た問題で、自分がやってなかったらその成績は非常に悪かったです。で、逆に言うと自分の受験生活で甘かったのは、その辺をちゃんとわきまえてなかったことですね。

ただ旧司法試験と新司法試験の違いがあります。新司法試験は、情報戦が非常に通じにくいと思います。で、ついでにしゃべらせてください。受験に関して、論文試験に関する、最良の勉強方法はソクラテス・メソッドだと僕は思います。そして、それに対応できる教員がいることが、ロースクールの一番の強みだと思っています。旧司法試験でも答案読み直しゼミとかやったことがあるんですが、指導するのは単なる合格者、しかも論証を一生懸命覚えた人が指導する。これはこういう論証だから、その通り書きなさい、みたいな指導をするんですね。だからどこまで行っても理解できない。そういう状況になるという環境にあります。ロースクール生が与えられている環境っていうのは、ものすごく贅沢だなんて、僕は思います。

あと、文書が日本語にならないという問題があります。なんで日本語になら

ないのかを、悪文を書く代表者である私が考えました。その結果、日本語はですね、あのアメリカであるのと違ってですね、単語に重みがすごくあります。普通アメリカで契約したら、デフィニションって言って、すぐに定義の条項を作るんですが、日本語の契約は無いこともあります。このような言葉を理解しているということは当然だということになります。ということで定義はちゃんと覚えてください。で、日本語は、主語がすぐ抜けます。そして主語を忘れると、誰のことを言っているのかわからない。日本語は述語もなんとなく曖昧な言葉になっているということで、できるだけ明確にしてください。そして、接続詞を抜かすと、わけがわからなくなります。接続詞は、その前の文章と次の文章が繋がっているのかを示す言葉です、日記で書くと、接続詞があると、ぐだぐだとうとううしいですが、受験の答案としては、うとうしいくらい、きちり接続詞を書いてください。特に逆接のときには、わけがわからなくなります。以上です。

東川：どうもありがとうございました。ロースクール教育と新司法試験の対応ということに関して言えば、比較的それは、うまくいっているよさだという評価が出てきたと思います。次に、新司法試験の内容とその先ですね、実務法曹として活躍していく上で、今現在の司法試験がどういった評価を受けるのか、これは、特に実務家の先生に、お伺いしたいと思います。つまり、司法試験というものが、実際にその法曹として、役に立つ、あるいは法曹が備えていなければならない能力を問うているのかということですね。司法試験とその後の、法曹になってからそれが役に立つかといった、試験の問題と実務での経験がどのようにリンクするのかということについてコメントをいただきたいんですけども。壇先生は、その辺いかがですか。

壇：正直なところ、司法試験の勉強が直結するっていうのは考えにくいですね。というのも、実際の事件っていうのは、非常に複雑になってます。要する

に司法試験の成績の順に、よい法曹になるかということ、それはありえないってみんな直感的に思われると思うんです。しかし、弁護士としての考え方とかです、そういうものがちゃんと培われている人は、事件の本質を見誤らないという傾向にあります。で、弁護士にとって一番怖いのは、理路整然と道を誤ることなんですね。なんか一見、理屈はついている、ついていそうだけれど、なんか進んでいるうちに、ぐたぐたになっていると。根底から崩壊して、依頼者の信頼を失うということなので、その、本質的な見立てを誤らないようにしていただきたいというのが、報告でも述べたところです。

東川：ありがとうございました。久保田先生はいかがですか。

久保田：実務について日が経っていないもので、あまりわかりませんが、正直なところ、新司法試験は、基本を書けていない人が落ちる試験だと思っています。あの論文式の試験で、2000人という枠に入らないという人は、準備書面等を書けないだろうと思います。新司法試験も所詮試験ですから、その成績が実務にどれだけ影響するかという点は、微々たるものだと思っていますけれど、あの合格水準の試験を落ちた人は、準備書面等を書けないだろうと個人的には思っています。そのくらいです。

東川：はい、ありがとうございました。では、ここから、フロアの方から質問、あるいはご意見等を伺いたいと思います。では、ご自由に挙手でお願いいたします。

質問者1：壇先生に聞きたいことがあるんですけど、弁護士は常に飽和状態で、受かっても就職できるとは限らないって、おっしゃっていました。この時、確か女性の方は特に就職が困難と言っていたんですけど、やっぱり男女差と

いうのはあるのですか？

壇：正直なことを言うとあります。えっとですね、ものすごい本音でしゃべっていいのかといわれると大変心配ですが、あえて本音でしゃべるとですね、男の子は、質にすごい差があるんですよ。で、だいたい就職活動をして、あの、研修所、法務修習に行く2ヶ月くらい前に残っている男の子っていったら、やっぱりみんな手をあげないんだらうなって納得をする部分があるんですね。ところが女の子は、優秀なのにどうして？っていう子まで残っています。

質問者1：もう少し詳しくお願いします。

壇：全体で残る率っていうのは、それは、具体的な人数までは正確にはわからないです。わかるのは、僕が面談して、どれくらいのレベルの子が残っているのかなっていうことなんですね。で、それで残っている時に、女性が、もしこの子が男の子だったら、さっさと就職決まっているだらうなっていう子は結構います。

東川：それは、女性は採用しにくいというような、何かの要因っていうのがあるんですか。

壇：えっと、…はい、あるんですけど、本音でしゃべっていいんですかね。弁護士って採用してやっぱり1年とかで使いものになるものではないんですよ。やっぱり育てなきゃいけないんですね。本当に使いものになるのは、3年以降とかそんな感じなんですよ。その時に、やっぱり人生がありますから、やっぱり、結婚して、子どもを産んでっていう話しになってきます。で、新司法試験とかになると、大学出てから、2年か3年勉強して、それから試験を受けて、修習終わってとなったら、もう適齢期なんですよ。そのリスクを考えると手

をのぼしにくいなあという事務所が多いと。あくまで一般論ですけど、そういうことになります。

質問者1：ありがとうございます。

東川：今のコメントについては、採用に携わったことのある丸田先生から何か追加のコメントなどありますでしょうか。

丸田：あの、どんな方を採用するかは事務所にもよると思うんですね。事務所が大きくて多人数いますと、弁護士の多様性といういろいろなバランスを考慮すると思うんです。男女のバランスを考えて今年は女性を採ろうみたいなことはありうると思います。えー、だから、大きい事務所では、いま言われた壇先生のような現実的な問題が事務所でも起こりましても、他のメンバーでカバーできます。しかし、例えば、現実には女性の依頼人も増えていますし、女性弁護士が居ないのでは話にならないこともあるでしょう。あるいは、地域によっては、外国籍の人を是非採用しようということもあるかもしれません。

その点、女性だから、結婚や出産などあり、戦力にならないから採用しないというのは、それは、差別的なことになるので問題にすべきことだと思います。能力が同等であれば、採用しないとイケないと思いますね。

東川：ありがとうございました。この点にちょっと関連して、やや違った角度から、別の質問したいんですが、年齢的なものについてです。つまり、その、新しいロースクールでは、年齢が高いといいますが、一旦社会に出て、それでまた大学に戻ってくるということ、これはアメリカのロースクールでは常識とか、ごく普通に行われていることですが、日本でもそういう社会人の人を採用しようという動きが出てきました。最近の新聞で目にとまったものですが、全国の統計で、社会人が法科大学院に大体3割となっています。それ

で2004年度以降、連続で社会人の割合が減っているということですから、今後これよりも少なくなるということも、もちろん考えられます。

社会人が大学に戻って来てですね、そこで勉強して司法試験に合格するようになると、ある程度、年齢の高い状態でやっとな弁護士1年生ということになると思うのですが、その点は、例えば、有利不利とかいうことがあるでしょうか。

壇：あ、一般論ですよ。北尻総合法律事務所の採用基準だと思われたら困りますので。他で何かスキルがあった場合、就職には有利です。はっきり言えます、これは。で、年齢が若いか、年をとっているかと言われると、若い方が圧倒的に有利です。それもいえます。その相関関係ですね。一番雇われにくいのが、スキルもない、年齢がいつてる、で、頭の回転が遅いということです。

質問者2：金沢大学法学部の学生です。まず、壇先生に質問があるんですけども、先ほど、全体討論の時に、弁護士として、その本質をとらえ間違えないということが非常に大切だというお話がありましたが、それはその、個別報告の際に言っていたバランス感覚の問題として考えてよろしいのでしょうか。

壇：まさに、それを含めたということですね。バランスだけっていう訳ではないんですけども、何か事件を見た時に、この物事の本質は何だっていうことを直感的に掴めるかどうか、っていうのは結構重要になってくるんです。事件を処理する上で。そのスキルだと思ってください。

質問者2：あの、そこで、もう少しつっこんだことになると思うんですけども、それは法律家としてだけではなく、人間としての一般的な考えっていう風に解釈してもいいのでしょうか。

壇：えっと、ある程度まで当てはまります。ただ、あくまでも法的な考えの上

での話です。また、相手の主張の弱点をつくのが、法律上一番通りやすい主張だったりするので、人としていいかどうかということと、弁護士としていいかどうかというのは、必ずしも合致しないということ覚えておいてください。

質問者2：わかりました。あと、久保田先生に1つ質問があるんですけども、先ほどの個別報告の中で、学部時代は、どうせロースクールで法律を勉強するんだから、法律は触り程度で他のことを頑張りたいというふうなお話があったんですけども、それは、その、大学にいらっしゃるという意味で学問的な方の、教養的な方を深めるのか、もしくは社会経験を積むという意味での学部というのと、どっちが大きかったのかなということを個人的におうかがいしたいんですけども。

久保田：深く考えていないんですけども、例えば、学部でアルバイトをすることとかですかね。社会経験はありますか？

質問者2：あります。はい。

久保田：アルバイトが社会経験として、実務に影響するかといわれると、非常に疑問だということは思います。要するに、どうせ法律やるんだから、別のことをしっかりやる方がいいのではないかと、そういうことです。はい。

質問者2：わかりました。どうもありがとうございました。

東川：はい、では次の方どうぞ。

質問者3：金沢大学ロースクールの3年の学生です。実は、丸田先生と尾島先生に、先ほどあの、社会人の粋の話も出たところで、質問があるんですが、

ロースクールが設立された当初の意見として、多様な人間を確保しようということで、本学の金沢大学でも、3分の1は他学部出身者、あの、社会人出身者という採用枠を設けています。年々、人数が減ってきているというのは事実だと思いますし、本学でも減ってきていると思うんです。そこで、当初の理念の通りにいこうとすれば、やはり、もう少し社会人の人間等でも入りやすいような形というのが何か方法が取り得るんじゃないかと思うんですが、むしろ逆方向に進んでいて、旧試験の方が、仕事をしながら受験ができたのか、いろんな経験を持ったままチャレンジができた制度だったのが、新試験の制度になってから、むしろチャレンジしにくいような現状になってきているところがあるんじゃないかと思うんです。それで、大学に実際携わっていらっしゃる先生の立場として、どのようにお考えかをお聞かせいただきたいのですが。よろしくお願ひします。

尾島：いまお話があったように、一定数を社会人と他学部出身者ととらなければならない。これは、一応、全てのロースクールに課されているということになっています。それで、金沢大学では、今のところ、その点について、問題になりそうな数字には全然なっていません。それで、今日いくらか持ってくれば良かったのですが、金沢大学ロースクールのパンフレットが、ついこの間できあがっています。パンフレットにも載せていますが、金沢大学では、少なくとも現時点では、その点について、実際上の問題は起きていません。それで、今後、社会人・他学部出身者が減るかもしれないということについて、どう対応するかということですが、さっきおっしゃったように、合格枠というのがあって、一応入りやすい可能性があるということが、従来からやられていることです。それで、おそらく今、質問の趣旨としては、もう一段階進んで、例えば入ってから、どのように勉強しやすい環境を提供するかとかですね、そういうことも含めて社会人をフォローできるかということも含まれているかと思うのですが、申し訳ないですが、その点については、今のところは、

何か考えているということはないです。

丸田：あの、関西学院も1、2年目はですね、医師2名とか中小企業の社長さんだった人とか、大学の講師の方だとか、実に多様な人がたくさん入って来ました。関学の場合には、特に応募枠に他職経験者というのがありましてね、たとえば50歳以上の人で他職経験者であればそれをプラス要因とするという方法をとりましたものですから、かなりバラエティに富んだクラスになっていました。

そして、現実の授業では、私が何か言うと、それは違う、あれは違う、アメリカでは現実はこちらで、こんな風に考えられているんだ、とか言われて大変でした。その方はアメリカに長くお住まいだったわけです。しかし、元来ロースクールというのはそういうところで、学生と教員間、学生間のやりとりを聞いて、そういう経験のない人が、あ、現実はそうなんだということを知ることによって、変わっていくことも期待されているわけです。だから当初から日本のロースクールは多様性を柱にしていたんです。最初は非常に理想的だったんですけどね。ところがみんな現実の司法試験の難しさに直面して、多様性には力点をおかなくなりました。

1、2年目に入学した方は今でも、「7、8割合格」という触れ込みに騙されましたとおっしゃいます。自分は、配偶者の反対を押し切って仕事を辞めてきたんだけど、現実に合格率3、4割ということであれば、3回の受験機会中に受かる自信がないという方がいます。その結果、どこも同じだと思いますが、他職経験者というか、年齢の高い人の応募が減って来ています。司法試験の難しさに関連するんだなということと、また、金沢大学ロースクールと比べて、私立大学は授業料がかなり高いことも問題だと思います。ですので、やはり仕事を辞められた人は、まあ、何回も、何年もやるという場合、お金もかかるということで、リスクが高いため消極的にならざるを得ないでしょう。その結果、6月に適性試験がありましたけれど、逆に今の法学部の4年生の方たちの

入学希望がすごく多くなっています。もう日本のロースクールは、学部の4年を出てすぐに入ってくる課程になりつつあるな、ということを感じます。その結果、2年制コースよりも、3年間コースで鍛え直そうというような方向に変わりつつあるのではないかという気がします。

で、年齢の高い人のロースクール生の話が出ましたけれど、この点は、私は、壇先生と同じ考えで、やっぱり法学以外に何かされている人がいたら、たとえば、何年間か建築事務所で働いていて、建築学のバックグラウンドのある人は、それで司法試験を受けられて、弁護士になられたとすると、建築紛争の場合、専門家みたいなものだから、魅力がありますよね。そうすると年齢が、たとえば50歳であっても全然かまわないということになるでしょう。

だから、問題は、何歳になるとだめかではなくて、自分にどういう売り、セールスポイントがあるかということに基づいて考えていけば良いのではないか、という風に思うんです。ただ、同じ高齢者でも、旧式司法試験を20年近くやりましたという人がいるんだけど、この方は、出題委員の変遷とか、司法試験史みたいなことをよく知っているだけでなく、頭の中なんでも法的論点できていて、ああ、この争点効の問題は平成2年に出たとか、そういう風なことはものすごく覚えてるんですが、そうしたら受かったはずなのと思うんだけど、そういう方がたとえば50歳だったりすると、少ししんどいかな、という気がします。

東川：はい、どうもありがとうございました。今のお話は、丸田先生の個別報告の中でも触れられたことですが、弁護士事務所は、誰を採用するのか決めるのが難しい、それは皆が同じような経歴で、あまり特徴がないからだとおっしゃっていたのが、非常に印象に残りました。先ほどの、比較的年齢の高い司法試験合格者が、どういった形で弁護士の1年目を過ごして行くかという問題でも、やはり、自分の売りにする部分ですね。そういったものがないと、単に司法試験に受かったということだけでは、やはり難しいということですね。な

んといいますか、成績だけでは、なかなかその先で広がっていかないという点に気づかされたと思います。

他に、あともうお1人くらい。

質問者4：金沢大学法学部で法理学を担当しております足立と申します。去年から、法科大学院でも非常勤として授業だけさせてもらっています。ほんとに些末な質問なのですが、丸田先生と尾島先生に、お伺いしたいと思います。その、学部の場合、学生が多いということもありまして、久保田先生もおっしゃっていたように、インプットが主流と言いますか、まあ内容を、こうできるだけわかりやすく教えてという、質疑応答はあまりないタイプでこれまでやってきました。それで法科大学院の方でも、そういうスタイルで2年間やっていたんですが、やっぱり法科大学院生の方がソクラテス・メソッドに慣れてるせいとか、同じような授業のやり方をやっても、ちょっと、なんと言いますか、少しやり取りした方が理解度が高まるみたいな、文化の違いみたいなのが出て来ているような気がします。2年間やってて、そういうことに気がつきまして、これからもうちょっとソクラテス・メソッドと言いますか、あるいは質疑応答のスキルというものを教員も身につけなきゃいけないなって思っていました。

そこで、あの、細かい話しなんですけど、質問をする時にですね、こう、学生さんによっては、ぱっと答えてくれないと言いますか、声が出るまでに、ちょっと5秒とか10秒とか時間がかかると。まあ、そういう方がいらっしやいまして、それは僕も聞かれると、そんなにすぐにはたぶん答えられないとは思いますが、例えば当て方とか、質問の仕方とかで、学生に発言の雰囲気をもたせるような、そういう具体的なテクニックみたいなもの、もしご存知であれば、教えていただきたいと思うのですが。

尾島：必ずしもこれがいいかどうかというのは、わかりませんが、まず、——そこにも学生がいますけれども、—— 私のやり方はですね、学生の

名前が書いてあるカードを作ります。これはトランプみたいになっていて、こう、パッパッと切るのですね。そして、完全にアットランダムに出て来た人を当てるということです。ただ、以前、新司法試験に受かった修了生が、あれは心臓に悪いからやめたほうがいいみたいなことをちょっと言っていました。けれども、順番にあてていくと、順番が次に来るぞっていうことで、私のしゃべっていることを聞かずに、次の準備をはじめてしまうのですよ。順番に当てていくと。なので、それはよくないと思います。それで、この方式、実は、私の母校の指導教官がずっとゼミでやっている方法で、私は、それをゼミで、金沢大学に来てからずっとやっていますけれど、法科大学院の授業でも、当然に、やろうと考えました。人数的にも、40人規模だったら当然できるということでもやりました。もちろん、そうやっていくと、アットランダムに当たりますから、中には考え込む人がいます。それで、ちょっとわからないのであれば、質問の仕方を変えとか、あるいは、誘導的なヒントを出すとか、そういうことで、なんとか、その人にスムーズに答えてもらおうという努力をします。だから、こういうことも含めて、教師側の準備は並大抵ではないと言うことができるのです。ようするに、学生がどういう答えをしてきたら、こういう答えで返さなきゃいけないということまで含めて、すごく深い準備をしていかないと、問答式の授業はできない。先ほど、個別報告の時に、ソクラテス・メソッドは教員の負担もかなりありますよと言いましたけれど。負担はそういうことまで含めているというようにお考えください。そして、もちろん最終的に学生が答えられないことはあります。というか、他の科目のレポートの時期が重なっているとかで、はっきり、あっさり、予習をしていませんと言う学生の中にはいますので、そういう人については、またカードをめくって、次の人を当てるということをやっています。以上です。答えになっていないかもしれませんが。

丸田：あの、たぶん尾島先生は、学生が何か発言するまで待てるタイプというか、理想的な先生だと思います。私は、たいへん短気で、学生に質問して返事

がなく黙っているのを待てないんです。つい自分がしゃべってしまうんです。だから1対1の質疑応答は難しい。アメリカのロースクールでもね、突然学生をあてて答えさすというのはね、心臓に悪いとかね、クラスで恥をかかされたとか、そういう風を感じられて授業に恐怖感を持つ学生もいるのです。そういうことがあるもので、最近はアメリカのロースクールでも順番に当てていくんです。「今日は、この列から行きますよ」と告げて、順にずっとあてていくんです。そうすると考える余裕もできますし、答える準備ができますから、少なくとも何か言いますよね。私は、それはいいかなという風に思うんですね。ただね、そうすると、必ず「あ、私は、隣の人と同じです」とか、「山田君と一緒にです」みたいなことを言います。そこで私は、必ず「山田君とどこがどう一緒なの、彼はどう答えてた？」って質問するんですよ。必ず自分の言葉で内容を言ってもらいます。中には「えー…」とかなって、ずれたことを言う学生も居ますが、この場合次の人に行くっていう風にします。

で、もう1つの質疑応答のやり方で大変なのは、時にはもうほんとに、大変ずれた、法学的関心からは大きくかけ離れた、ご自身の人間観、世界観みたいなのを披瀝する学生がいる訳ですよ。だけど、それに驚いてはいけない。自分が感じた表情を絶対に顔に出さないで、「うーん、それは非常にユニークやね」とか、「きっとそういう発想もこれから生きてくるかもしれないね」と言うようにしています。それで、かなり、自分が考えていたのよりも優れた良い答えを言う学生が居ましたら、これはすごく誉めるんです。「それ、あなたは凄いいいセンスを持っている」という風に言います。そうすると他の科目でね、民法だとか刑法で当てられてうまく答えられなかった学生が、自信つけてくれるし、また何よりも自信を持って勉強することが一番大事でしょう。

です。先生のご質問にうまく答えられているか判りませんが、法理学では、議論させて、いい発想を言った学生は大いに誉めてあげるとですね、「ああ、私だってわかってもらえてみんなに通じるんだ」みたいなことになって、教室の中ではみんなが何でも言えるようにだんだんなってくると思います。要

するに、学生の発言に対して、それは間違いだとか、教科書を読んでいないね、とか言うのではなくて、自分の言葉で考えて発言すればある程度は誉めてあげられます。で、学生がほんとにちょっと腰を抜かすようなことを言うてもですね、それは顔に出さないで「すごいユニークだからきっと将来生きる考えかもしれませんね」と言うように私はしています。私は、とにかく順番に回して1回のクラスで必ず全員に当てます。そうすると名前も覚えますし、クラスの中で、この人は、こんなユニークなんだ、ちょっと変わったことを言う人だとかの相互認識ができてくるので、30人でもまとまってきます。

東川：ありがとうございます。では、予定の時間に近づいておりますので、最後に、鍛え直す提言ということでお願いしたいと思います。ロースクールとそれを取り巻く環境についていろんな話が出てきた訳ですが、ロースクールという制度について、より良いものを目指していくということが、大学で教える側の責務として当然あるかと思えます。そこで、鍛え直すための提言という言い方はややおおげさではありますが、それぞれの先生から、いま現在、ロースクールという制度について、この点は大変うまく行っている、あるいは評価できるのではないか、そしてこの点については、今後より一層努力した方がいいのではないかという2点について、発言をいただきたいと思えます。

壇：ロースクールっていうのは、端から見て、とても贅沢な環境だと思います。1人にあてられる教育のコストっていうのは、僕らが受験生の時から考えられなかったことですね。口述試験の時に、僕は思いました。口述試験は学者を10分間独占して自分の考えを話せるんですよ。最高に楽しい5日間だったです。そういう環境がいま、手を伸ばせばそこにあるんですよ。みなさん、ロースクールの人たち。そこをストロングポイントとして、どうやって活かしていくかということ、学生の皆さんには考えていただきたいと思えます。

ウイークポイントとしては、ロースクールっていうのはどうしても手段から

目的になってしまう。教育を与える側として、普通に講義をするだけなのか、それとも、彼らを育てて、実務にでていかせる義務があると考えなのか、そこは大きな差だと思うんですね。で、ロースクールにはサービスを提供、つまり優秀な法曹を育てる、優秀な人材を法曹に送り込む義務がある、そういう風なことを考えてカリキュラムを考えていただきたいなと思います。

丸田：まあ、あの、何でもそうですけれど、スタートしたばかりの制度に完全な制度というものはないと思うんですね。裁判員制度についてもいろんなことが言われています。止めたほうが良いとか、先送りしろとか言われています。しかし制度というのは、どんなものでもスタート地点から100点ではない訳です。だから、いろんな意味で、制度を改善していく、つまりどこが問題で、どのように理想と現実が離れていっているかということを考えながら、修正していくことが不可欠です。それが人間の知恵であって、それを考えたら、先ほど私言いましたけれど、日本のロースクールも10年くらいしないと、ちゃんとした評価が定まらないという気はします。それで、いま4、5年目だからちょうど真ん中くらいまで来ている訳ですけども、何をどのように改善するかが大事です。

私は金沢大学の法学部で忘れられない思い出があるんです。何かの学会でお邪魔したとき、たしか私が助教授の頃で、まあ相当にアメリカかぶれしていましたから、私、その学会のシンポジウムで、日本の司法試験をアメリカ並にとはいかないまでも1年間に1000人くらい合格させると、そして法曹数を増やせと発言しました。あの頃、確か500人前後しか受からない時で、大幅に増やすことが認められた「丙案」というのが出るずっと前の話しです。そう発言したら、もう会場は大騒ぎで、私はすごい袋だたきにあいましてね。あなたは一体何を考えているんだと。そんなにたくさんの人を弁護士にしたら弁護士の質が下がるってことを考えないのか、不良弁護士が出て来てめちゃめちゃになるだろう、と言われたんですね。しかし、それを思えばね20年くらい前のそう

いう話しを考えると、今の日本のロースクールのことなど誰が予想したでしょうか。やっぱり隔世の感がありますね。ロースクールができて、多数の、多様な人に法曹になるチャンスが与えられたってことは、これはすごく思い切ったことをしている訳ですよ。ですので、せっかく始まった制度ですから、これはうまく育てていかなきゃいけないし、良いものにしなきゃいけないわけです。

特に、私が日本のロースクールで評価しているのは2点ありまして、1つはやっぱり小クラスで授業をするということですね。小クラスで、学生の顔がわかる、名前がわかる状況で勉強していくということと、学生1人当たりに張り付いている教員が多いということは評価すべきことでしょう。もう1つは、今までは、法学部あるいはその大学院にしても、法律実務家の関与はあまりなくて、特定科目を「学問的に」究めた方々が教えていたわけですが、実務を通じていろんな問題に直面している人が、自分が学んで来たことを振り返って、何が大事かを実務に出る前に伝えてもらえることは実務教育の現場ではこれほど心強いことはないんじゃないかと思います。

しかし、日本のロースクールに改善点がないかという点、ないわけではありません。2つあります。1つは、ロースクールに入ってきた学生の目的、ゴールがみな一様に司法試験合格だけでいいのかという問題です。現に私の大学でも、在学中にすでに大手の電器会社に就職を決めてきて、卒業後に司法試験受けないでそのまま4月から入社した人が複数いますし、また官庁の採用試験を受けようかと迷っている学生もいます。だから、ロースクールには卒業後多様な道、進路があっても良いのではないかと思います。日本のロースクールからアメリカのロースクールに途中で出て行って、それで、向こうでLLM（注：米国における法学修士号で、外国人でもLLMを取得すれば一部の州で司法試験を受験することができる）をとって、そして帰って来て卒業してから企業に入っていくという方向もあるわけです。アメリカのロースクールの授業料はかなり高いんですよ。通常、300から400万くらいするんですね。それをたとえ

ば関学は奨学金で出してくれる訳ですからね、こんなおいしい話はないわけで、それで留学に行ってますね、後でそれを生かした法律関係の仕事を得ればいいのです。だから卒業後の多様なあり方があっていいだろうと思います。なぜそれが大事な問題になってくるかというね、私たちは、いま、新司法試験合格という明るいところばかり見ているでしょ。しかし現実はそのようなブライトサイドではなく、ダークサイドもあるのであって、ロースクールに入学してきたけれど実にたくさんの人が合格しないままいるわけです。たくさんの人が、行き道がなくて、残っているみたいなことがあるのです。やっぱり教育機関としてのロースクールは「あなたは、もう受けないで、こういう方向に行ったらどうですか」みたいなアドバイスとかガイダンスを、多様な進路のあり方として考えていく必要があると思います。何度も受けたけれど受からなかったという人が必ず出てくると思うんですよ。そういう人にまでね、頑張ればどうにかなる、頑張りが足りないんだ、と励まして何度も何度も試験受けさせて法曹にさせなきゃいけないのか、ということはやっぱり大きな問題ですよ。ま、多様な進路ってものを用意しながらやっていくのがロースクールの責任だと私は思うのが1つです。

それから2つ目は、先ほど法理学の先生も発言されたけれど、例えば「英米法」っていうのは、要するに司法試験科目でもなんでもない。ただロースクール卒業に必要な選択科目、あるいは選択必須科目としてあるのです。司法試験科目でもなんでもない科目というのは「ばんきょう」って呼ばれてましてね、一般教養科目だということです。だから、頭から、法律基本科目の内職をしたりする訳です。私は、内職させないように、先ほども言いましたが、あてまくるんですけれどね。しかし、同じ選択科目でも、司法試験の選択科目になっていると凄く熱心に受けてくれるという実情があります。だから、ロースクールで開講されている科目は幅広く司法試験選択科目として採用して欲しいと思います。そうすると、英米法を一生懸命した人は選択科目で受験できるから授業時のモチベーションも上がると思うのです。司法試験科目かどうかということに

よって、ロースクールのカリキュラム自身のあり方と学生の受講モチベーションに大きな影響を与えているということは強く感じます。だから第2の問題として、司法試験科目のうち、選択科目についてもちょっと見直していかなきゃいけないのではないかと思います。そのことをいろんなところで発言したり、書いたりしているんですけど、あまり誰も聞いてくれません。ぜひみなさんも、司法試験の選択科目のあり方について声を挙げていって欲しいなと思います。

尾島：重なるところはもう省略ということで、授業の面で、いままでに出てない話しということで、お話しをさせていただきます。おそらくこれは、司法制度改革の趣旨でもあったと思うのですが、旧司法試験が、うまくいかなくなっていたという認識がありました。そして、それをなんとかするために、このロースクール制度が出て来たということがあります。すると、その点は、その趣旨にのっとって伸ばしていく必要があるのではないかと思います。要するに、点の試験だけだったものが、ある程度の期間をとって線になった、一定の勉強をしたということを前提に、試験の内容が変わったということが一番大きいのかと思います。従来、論証を覚えていればよいというような試験ではなくなった。だからこの点を、活かすために、ロースクールでも、一もちろん試験に対応することがいいことだということなのかもしれませんけども、それは本来の趣旨に則って、そこを伸ばすような授業を、きちんとしていくことが必要だと思います。これは要するに、ロースクール制度の利点であって、且つ、それが鍛え直すべき点だということで、言わせていただきました。

久保田：私の方からは、あんまりないのですが、私にとって、やっぱりロースクールって、こう、非常に良い2年間だったということにつきます。報告と同じ見解になってしまいますけれども、やはり、今一番僕が心配しているのは予備校化の問題です。学校側としても、やっぱり合格率をあげたいと思う、それは、当然だと思います。壇先生もおっしゃっておられたことですが、

ロースクールが、将来良い法曹を世の中に送る義務を負っていることを忘れてはいけないと、いうことにつきると思います。合格率をあげるだけのロースクールは、果たして良いロースクールなのか、というのに私は非常に疑問に思っている、ということです。学生の方々に対してはですね、私もロースクールにいましたら、受験のことは本当に心配です。合格しないと飯が食えない訳ですよ。人生賭けてロースクールに行って、合格しなかったらどうしよう、という不安はずっとあると思います。ただ、安易にその不安を紛らわすために、予備校式の勉強をすると、結果的に、ロースクールの理念に反するということは当然ですけども、合格にも、道が遠のくと思っています。学校の側も、学生が不安に思っているということをよくわかってもらって、学生の方も、学校の先生方が相当しんどい思いをしてやってくれてるということを忘れてはいけないと思っています。

東川：どうもありがとうございました。4人の先生のコメントを一言でまとめるとするのは非常に難しいわけですが、理念においては非常に良いものを持っているので、そこについては、あの、今後とも十分伸ばしていくということ。他方で、壇先生がおっしゃったのが、非常に象徴的かと思いますが、良い法曹を社会に送り込む義務というもの、そういったことをもう少し自覚して、教育を、これは授業のテクニックの問題や、体系的なカリキュラムの問題ということを含みますが、より一層教育内容を改善していくという義務があるということだろうと思います。

ロースクールの役割とは法曹養成ですから、ロースクールを巣立っていった学生が、将来、法曹として活躍するということ、裁判官、検察官、弁護士という違いはありますが、いずれについても、非常に社会の根本に関わる、あるいは、正義の実現に関わる、大変重要な職業に携わる人を教えるという重要な任務を負っているということを忘れてはならないということ、そういった観点から常に自分を見つめ直して、研鑽に励むべきだというメッセージであろうかと

思います。

本日は長時間にわたり議論していただき、どうもありがとうございました。